

令和5年7月24日
介護予防・地域支援課

介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について

1 主旨

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）について、令和4年度の実施状況を報告する。

2 実施状況【詳細は裏面参照】

令和4年度も、引き続き介護予防講座や講演会の開催、介護予防手帳配布等の普及啓発活動を通じて、運動や食生活、地域とのつながりや認知症への備えなど、高齢者自身によるセルフマネジメントを支援するとともに、自主活動グループの活動支援や区民参加型ワークショップを開催するなど、介護予防や自立支援における社会参加の重要性の普及啓発、身近な場所で介護予防に取り組める「通いの場」づくりに取り組んだ。

また、要支援者等を対象にした介護予防・生活支援サービスでは、介護保険事業者による従来の予防給付に相当するサービスのほか、区独自基準によるサービス、NPOやボランティアによる住民参加型・住民主体型サービスなど、多様なサービスを実施した。

さらに、あんしんすこやかセンターを対象とした研修や巡回点検、地区版地域ケア会議におけるリハビリテーション専門職による助言等の支援を通して、介護予防ケアマネジメントの質の向上に取り組んだ。

3 今後の取組み

令和4年度も、コロナ禍を通じて外出を控えがちになった高齢者等を対象にしたオンライン介護予防講座を実施し、延べ183人（前年度は延べ137人）の方が参加した。今後もZoom講座と連携するなどオンライン機能を効果的に活用し、活動量や人との交流機会の減少による高齢者の心身の機能低下を予防するための事業展開を図る。

また、介護予防ケアマネジメントの質の向上について、引き続き研修対象に再委託先の居宅支援事業所のケアマネジャーを加えるとともに、地区版地域ケア会議や巡回によるケアプラン点検等により、あんしんすこやかセンターの支援を継続する。

さらに高齢者の社会参加の促進に取り組む他の部署との連携や、介護予防に取り組む自主活動団体への支援、福祉の相談窓口の四者連携や各地区の協議体等による取組みを通じて、多様な担い手によるサービスの充実を図るなど、介護予防の地域づくりを推進する。

【実施状況（詳細）】

(1) 介護予防・生活支援サービス 利用実績

① 訪問型サービス	実績件数 (件)	
	令和4年3月分	令和5年3月分
総合事業訪問介護サービス(従前の予防給付相当)	2,250	2,158
総合事業生活援助サービス(サービスA区独自基準)	87	79
支えあいサービス(サービスB住民参加型)	87	73
専門職訪問指導事業(サービスC短期集中型)	15	12
計	2,439	2,322
② 通所型サービス	実績件数 (件)	
	令和4年3月分	令和5年3月分
総合事業通所介護サービス(従前の予防給付相当)	2,251	2,327
総合事業運動器機能向上サービス(サービスA区独自基準)	16	16
地域デイサービス(サービスB住民主体型)	67	98
介護予防筋力アップ教室(サービスC短期集中型)※	68	※70
計	2,402	2,511

※3 クール目（12～3月）利用者実数で計上

(2) 介護予防・生活支援サービス 事業所数等

① 訪問型サービス	指定事業所等	
	R4.3.1 現在	R5.3.1 現在
総合事業訪問介護サービス(従前の予防給付相当)	271 か所	273 か所
総合事業生活援助サービス(サービスA区独自基準)	149 か所	152 か所
支えあいサービス(サービスB住民参加型)	登録者 555 名	登録者 613 名
専門職訪問指導事業(サービスC短期集中型)	1 事業者	1 事業者
② 通所型サービス	指定事業所等	
	R4.3.1 現在	R5.3.1 現在
総合事業通所介護サービス(従前の予防給付相当)	257 か所	248 か所
総合事業運動器機能向上サービス(サービスA区独自基準)	24 か所	17 か所
地域デイサービス(サービスB住民主体型)	19 団体	18 団体
介護予防筋力アップ教室(サービスC短期集中型)	11 事業者	11 事業者

(3) 一般介護予防事業 利用実績

普及啓発事業等	令和3年度		令和4年度	
	実施回数等	参加人数等	実施回数等	参加人数等
介護予防普及啓発講座	875 回	12,685 人	980 回	13,804 人
世田谷いきいき体操普及啓発	説明会 5 回	41 団体	説明会 2 回	38 団体
介護予防講演会	4 回(※)	1,464 人(※)	1 回	54 人
区民参加型ワークショップ	5 回	20 人	3 回	23 人

※令和3年度は対面式の介護予防講演会の開催を見送り、新たなフレイル予防講座動画を作成・配信したため、4講座の動画視聴数を計上

令和5年7月24日
介護予防・地域支援課

世田谷区認知症とともに生きる希望計画に基づく取組み状況等について

区では、令和2年10月施行の「世田谷区認知症とともに生きる希望条例（以下「条例」という。）」に基づき、「世田谷区認知症とともに生きる希望計画（以下「計画」という。）」を令和3年3月に策定いたしました。

本計画では、令和3年度から5年度までの3年間（第1期）を「推進体制の基盤づくり」として位置付け、「地域づくりについて話し合うアクションチームが区内28地区で始動」することを目標値に掲げております。

これまで、多くの地区において、アクションチームの結成に向けた話合いやアクション講座（世田谷版認知症サポーター養成講座）の開催、アクションの実践等、地区の特色や状況に応じた様々な取組みが始まっております。

引き続き、四者連携のもと全28地区でアクションを展開し、計画に基づく地域づくりを推進してまいります。

つきましては、本計画の推進にあたり、下記のとおり報告いたします。

記

1 計画に基づく取組み状況について

- ・別紙1「第1期希望計画（令和3年度～5年度）の取組み実績及び評価について」参照。
- ・別紙2「地域づくりプロジェクト 地区のアクション報告（一部抜粋）」参照。

2 「第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画」の策定に向けた検討について

（1）主旨

- ・令和6年度から8年度までの取組み方針を掲げる第2期計画を令和5年度中に策定予定。
- ・第2期計画は、第1期計画の内容を引き継ぎながら、各地区の取組みを持続・発展させ、より良い取組みを全区で展開していくことを目指す。
- ・条例に基づき、世田谷区認知症施策評価委員会（以下「評価委員会」という。）に対し、計画策定にあたっての考え方について諮問するとともに、評価委員会のもとに部会を設置し、検討を進めている。
- ・評価委員会から提出された「答申の中間まとめ」を踏まえ、今後、計画（素案）を取りまとめ、区民意見募集や条例施行3周年記念イベント等で広く区民から意見を求めるとともに、庁内関係各課とも協議・調整を図りながら、検討を進めていく。

（2）今後のスケジュール

令和5年	9月	議会報告（計画（素案））
	9月15日（金）	区民意見募集（区のおしらせ、区HP等による周知）
	9月30日（土）	条例施行3周年記念イベント （計画素案の説明、アンケート実施）
	10月	第2回評価委員会（答申）
令和6年	2月	議会報告（計画案）、区民意見募集結果公表
	3月	第3回評価委員会、計画策定

以上

第1期希望計画(令和3年度～5年度)の取組み実績及び評価について

1. 情報発信・共有プロジェクト

目標	認知症観の転換を図る		
3年間の取組み	内容	現状値 (令和5年5月現在)	目標値 (令和5年度)
	認知症になってからも自分らしく希望を持って暮らすことができると思う人の割合	令和4年5月 区民意識調査より 2割	6割
評価方法	区民意識調査のほか、「第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に向けた令和4年度「世田谷区高齢者ニーズ調査・介護保険実態調査」やイベント、講演会参加者に対するアンケートにて現状値を測る。		

第1期計画の主な取組み実績

従来の「認知症サポーター養成講座」の内容を刷新したアクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)を開催していくため、新テキスト「みんなでアクションガイド」と認知症の本人が出演するメッセージ動画及び希望条例・計画の説明動画をセットにした基本資材を作成。
令和3年11月、希望条例施行1周年記念イベントを開催。厚生労働省から認定された認知症本人大使(希望大使)である丹野智文氏による基調講演のほか、パネルディスカッションとして、区内在住の認知症体験者(認知症の本人)の方々から、自身の体験や認知症についての考え等をお話いただき、意見交換等も行った。参加者212人。併せて、イベントの様子を動画配信(区HPより視聴可)。
「認知症あんしんガイドブック」(認知症ケアパス)を、希望条例の理念を盛り込んだ内容に改訂するため、作業部会を3回実施。メンバーには認知症のご本人やパートナーも交えて検討を重ねた。令和5年度内に完成させ、医療機関や薬局等にも広く配布できるよう普及を図る。(令和5年度)
令和5年2月、希望条例2周年記念イベントを開催。認知症のご本人でもある漫画家の蛭子能収氏を招いたトークセッションと各地区のアクションを紹介。企画には貫田委員が参画し、イベント当日にメッセージを寄せていただいた。参加者は171人。併せて、イベントの様子を動画配信(区及び認知症在宅生活サポートセンターHPより視聴可)。
澤田委員のイラストを掲載した希望条例普及用チラシ・ポスターを作成し、区内掲示板や東急世田谷線駅構内等、様々な場面で希望条例の普及を図った。
区のおしらせ「せたがや」令和4年10月15日号に澤田委員や貫田委員等、認知症のご本人の声を掲載し、希望条例の普及を図った。(区のおしらせは約202,600部配布)
アクション講座普及啓発用資材として、ノベルティ(クリアファイル)を作成。
エフエム世田谷ラジオ放送番組「認知症あんしんすこやかライフ」で希望条例について配信。
希望条例の普及啓発用資材として、車両貼付用マグネットシートを作成し、区内介護事業所等の区内を走る車両に貼付いただくよう配付。
多世代が集う機会や場(図書館の「テーマ本コーナー」や三軒茶屋駅等)を活用し、チラシやポスター、パンフレット類を用いて展示したり、紙媒体に止まらず区公式 SNS や「ねつせた!」SNS(若者によるまちの魅力発信メディア)も活用しながら、多世代に向けて希望条例の普及を実施。
子ども向けアクション講座用資材として、教育領域と連携してA3判リーフレットを作成し、小学生向けアクション講座等で活用する。(令和5年度)

第1期計画の評価・意見

<ul style="list-style-type: none"> ・条例イベントやアクション講座等のアンケート結果より、認知症の本人が体験や考えを発信することで、区民の認知症観の転換を図ることが期待できるため、引き続き実施していく必要がある。 ・まちのコンビニやスーパー、商業施設でもっと認知症についての講義や研修をやってほしい。 ・認知症のご本人や家族と接する機会が多い医療・介護・福祉関係者に対して、区の取組みを周知し、上手くつないでいくことが重要である。 ・医療福祉関係だけでなく、世田谷区全体で認知症の取組みをしていこうという動きこそが、一番重視すべきであり、例えば学校関係者や他の色んな方に情報を共有することが重要である。
--

2. 本人発信・参画プロジェクト

目標	本人の発信・参加を推進する		
3年間の取組み	内容	現状値 (令和5年5月現在)	目標値 (令和5年度)
	認知症に関わる会議、検討会及び講演会、イベント、シンポジウム、交流会等に本人が参画している割合	本人交流会・講演会・研修会、認知症にかかわる検討会等への参画 ほぼ10割	9割
評価方法	目標値に対する評価は、当該年度に認知症の本人が参画できる機会の計画に対しての参画率としている。		

第1期計画の主な取組み実績

アクション講座の基本資料として、本人が出演するメッセージ動画を作成。
認知症に関わる会議である「認知症施策評価委員会」「認知症施策評価委員会にかかる部会」「セーフティーネットについて検討する部会」の全ての会議に、委員として本人が参画。
診断後支援の仕組みづくりに向けて、地区医師会の医師や松沢病院とともに診断後支援の重要性やその具体的取り組み方について意見交換を実施。
「希望をかなえるヘルプカード」について、一部のあんしんすこやかセンターへの送付に加え、本人交流会にて、活用方法について永田副委員長からの説明の機会を設けた。参加した認知症の本人2名からは、「こういったツールがあるととても良い。」との意見があり、カードを自作したり、友人に広めていきたいという肯定的な反応が得られた。(パートナー2名からも同様の反応あり。)
各種講演会や講座・研修等において、認知症の本人に登壇いただき、多世代に向けて本人の思いや今の生活等についてお話いただいた。
砧地域のケアマネジャーが希望条例の理念を各自のケアマネジメントにどう活かすかをテーマに自主的に研修を実施。
若年性認知症の方への支援の仕組みづくりに向けて、若年性認知症総合支援センターや若年性認知症支援地域連絡会での意見交換に加え、自立支援・介護保険データを基に現状把握を実施。
本人の活動拠点をつくるために必要な本人同士をつなぐ仕組みづくりを検討する。(令和5年度)
診断後支援について、区内クリニックで試行開始できるよう、引き続き意見交換を行う。(令和5年度)
ヘルプカードについて試行方法を検討する。(令和5年度)
砧地域のケアマネジャー研修をもとに他地域にも広げていくことを検討する。(令和5年度)
若年性認知症の方への支援の仕組みづくりに向けて障害分野との連携を図る。(令和5年度)

第1期計画の評価・意見

<ul style="list-style-type: none"> ・既存の会議体等だけではなく、地域の中でのアクションや話し合いに、認知症の本人が参画できるよう拡充していく必要がある。 ・赤十字のヘルプカードを、例えばオレンジ色のものをつくって、オレンジのものをしている人は認知症である、という分かり方もいいのではないかと。 ・砧地域のケアマネジャーを対象とした研修は、受講者からも高評価をいただいた。ケアマネジャー等によるケアプランの立案に際しては、当事者の尊厳を守るケアプランや、インフォーマルなことを考えたケアプラン、また、できないことよりもできることを見つけたケアプランを作ることを意識して取り組んでいく必要性を感じる。 ・診断直後の本人に対する地域のアクションや資源へのつながりが、現状、あんしんすこやかセンターを経由しないと難しい状況。よりスムーズにつなげる仕組みづくりが必要である。 ・認知症当事者の方はまだまだたくさんいるので、一人でも多くの方に外へ出て来てもらえるよう、もっと周知・啓発していく必要がある。

3. 「私の希望ファイル」プロジェクト

目標	「私の希望ファイル」の取組みを通して、認知症への備えを推進する		
	内容	現状値 (令和5年5月現在)	目標値 (令和5年度)
3年間の取組み	「私の希望ファイル」について話し合うアクションチームの実施、「私の希望ファイル」の更新、充実	希望のリーフ等様々なツールを活用した「私の希望」を考える機会づくり 調査中	区内28地区で始動
評価方法	アクションチーム等(本人交流会、ケアマネジャー、家族会、認知症カフェ等の地域での活動を含む)において、「私の希望ファイル」や「希望のリーフ」等を活用し、本人の希望についての話し合いを始めた時点で「始動」とする。		

第1期計画の主な取組み実績

「私の希望ファイル」の在り方について、西田委員をはじめ東京都医学総合研究所スタッフや区内認知症対応型通所介護事業所の方、川崎市若年性認知症支援コーディネーターとともに、事務局の認知症在宅生活サポートセンターや区も一緒に検討を重ねてきた。(4回実施)主な検討内容は、「私の希望ファイル」という書式を作ることを目的とするのではなく、当事者同士が出会いつながら仕組みをつくるために必要なことについて検討する。
認知症になってからも「続けたいこと」「大切にしたい暮らし方」等について話し合うためのツールとして、「希望のリーフ」をアクション講座の中でワークを交えて作成。この「希望のリーフ」を認知症のご本人方が紙や絵で作成した木の幹に葉っぱとして飾り付け、各地区で様々な特色のある「希望の木」が続々と出来上がっている。
【再掲】本人の活動拠点をつくるために必要な本人同士をつなぐ仕組みづくりを検討する。(令和5年度)
あんしんすこやかセンターが相談を受けた際に本人の希望を丁寧に聴き、ケアマネジャーへ引き継いでいける仕組みづくりと、ケアプラン作成時にも本人の希望をケアプランにしっかりと落とし込める仕組みづくりの検討を進める。(令和5年度)
高齢者クラブ等の地域のグループと協力して「自分が認知症になった場合の希望」について話し合い、「私の希望ファイル」を作っていく取組みを進める。(令和5年度)
「本人発信・参画プロジェクト」と連携しながら、あんしんすこやかセンターやケアマネジャー等にも検討メンバーとして協力いただきながら検討を進める。(令和5年度)
アクション講座にて「希望のリーフ」を活用して希望について話し合う機会を設けながら、集積した希望の生かし方についても検討する。(令和5年度)

第1期計画の評価・意見

<ul style="list-style-type: none"> 希望条例とは言いつつも、現状では、本人はまだ認知症を認めたくないという思いもある。時間の経過に伴い、自分の思いを言うと周りも協力して希望を叶えてくれるのかなという雰囲気になるまでの過程として、意思決定支援の事例を積み重ねて、集約していくとよい。 初期集中支援チーム事業の利用者、できる限り全員と一緒に希望ファイルを作り、それを実現する。そして、どれぐらい希望を聞き取れたのか、また、その希望をどのように実現できているのかを評価委員会で評価していくことができると望ましいのではないかと。 本人の希望をできるだけ聞き出したり、探ったりして、その実現に向けて一緒に取り組むケアマネジャーが地域に増えると、素晴らしいと思う。 認知症になってからではなく、元気なうちからアクション講座等に参加し、認知症を理解しながら、自分の希望を希望のリーフ等のツールを活用して書き始めることが、希望の表出につながっていくのではないかと。 本人の希望を、支援者がリレーで引き継いで実現していくにはストックが必要であり、民間ではなく、行政が責任を持ってストックしていく安全な仕組みづくりが必要ではないかと。

4. 地域づくりプロジェクト

目標	安心して暮らし続けられる地域づくりを推進する		
3年間の取組み	内容	現状値 (令和5年5月現在)	目標値 (令和5年度)
	地域づくりについて話し合うアクションチームの実施	区内28地区 で着手	区内28地区 で始動
	世田谷版認知症サポーターの累計数(従来のサポーターを含む)	39,950人 令和5年4月末現在	53,040人
評価方法	<p>四者(まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・社会福祉協議会・児童館)が区内での企画や取組みの概要(案)等について話し合いを始めた時点で「着手」とする。</p> <p>アクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)の受講者のほか、従来の認知症サポーターを含めた累計数とする。</p>		

第1期計画の主な取組み実績

各地区でのアクション講座を合計123回開催、3,793人参加(令和5年4月末現在)。対象者は小中学校や高校、大学等の若者世代や金融機関等の民間企業にも広がっており、地区によっては認知症のご本人にもお話しただく機会を設けながら開催する等、各地区で工夫を凝らして開催。
認知症に関心のある地域団体等がアクションを起こすきっかけづくりとして、懇話会やアクション講座を開催し、各地区の状況に応じた特色あるアクションが次々に生まれている。中には四者連携に止まらないものや、既存の取組みが拡充したアクションもあり、地区ごとの状況に応じて柔軟に展開している。
アクションチーム同士の情報交換としてアクションチーム交流会を実施。
四者連携に止まらず既存の取組みを拡充したアクションを含め、各地区のアクションが引き続き展開していけるよう進めていく。(令和5年度)
各地区で生まれたアクションが単発に終わることなく継続し、その地区の地域資源として根付いていくために必要な方策を検討する。(令和5年度)
アクションチームの取組みは地域包括ケアの地区展開に共通する取組みであり、四者連携しながら進めていくことを繰り返し伝えていく。(令和5年度)

第1期計画の評価・意見

<ul style="list-style-type: none"> ・アクションが地域で広がってきており、福祉分野や庁内連携も確実に進んでいることが分かった。また、小学校や若者向けの啓発や大学との連携もあり、今後は商店街という話も出ていて心強い。 ・条例・計画に基づく地域の様々な取組みが進んできている。 ・RUN件をきっかけに、商店街や地域の様々な人がつながり、そこからまた新たなアクション(ポッチャ大会)が生まれて、みんなが楽しむことができてよかった。 ・既に地域で活動している人たちが、自発的にアクションチームに参画して、ともにアクションを生み出す流れや仕組みをつくる必要がある。 ・本人の意向や希望に沿った活動や行動を通して、本人の得意なことや、やりたいことを一緒に考えていくことを、アクションとしてやっていけるとよい。 ・アクション講座等を受講した小・中学生、高校生、大学生の受講後のレポート(感想)等を共有することで、この先の子どもの育ちや成長につながっていくのではないかと。 ・インフォーマルなパワー(地域の力)は非常に重要ではあるが、流動的なので、恒常化・安定化させていく仕組みづくりも必要である。 ・高齢になったら誰でも認知症になる可能性はあるため、「認知症」であるかないかというこだわりを持たずに、敢えて区別をつける必要はない。そのための備えとして、みんながこれからの暮らしや希望について考えておくことが大切である。 ・SNSを活用するなど、気軽に相談できる、敷居の低い相談体制の検討が必要である。

5. 庁内推進体制づくり（参考）

第1期計画の主な取組み実績
各地区のアクションチーム立ち上げに向けて各関係者の理解を深めるために、アクションチームの取組みについて、地域包括ケアの地区展開を担うまちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、児童館、社会福祉協議会等の各関係者会議において説明を重ねた。
「認知症地域支援推進員研修」の受講対象を各あんしんすこやかセンターにも広げ、あんしんすこやかセンター職員16名が修了。（令和5年度は新たに10名が受講予定）認知症地域支援推進員の役割の明確化とともに、引き続きあんしんすこやかセンター職員が受講できるよう調整していく。（令和5年度）
都市整備領域との連携を見据え、「世田谷区移動等円滑化促進方針」に認知症バリアフリーをテーマに認知症の人が暮らしやすいデザインの手法について、福岡市の事例を基にコラムを掲載。
教育領域との意見交換を行い、連携を図った。今後、小学校校長会にて社会福祉協議会の福祉学習のメニューの一つにアクション講座を位置づけ、普及を図っていく。（令和5年度）
経営改革・官民連携担当課が発行する「マッチングレポート 第7号」に砧地区アクションチームの取組みについて掲載。

6. その他（参考）

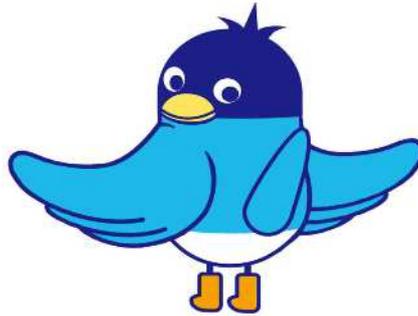
第1期計画の主な取組み実績
「MCI(軽度認知障害)」についての普及啓発事業 令和2年度より、「提案型協働事業」として「MCI(軽度認知障害)」についての普及啓発事業をNPO法人語らいの家との協働で実施。 令和4年度は朝田隆医師(筑波大学名誉教授)講演会に加え、浅見大紀公認心理士による勉強会を開催し、「予防」よりも「備え」という観点から、認知症になってもならなくても安心して暮らせる秘訣について、MCIの基礎知識とともに区民向けに普及啓発を実施し、その内容を動画配信。また、もの忘れが不安な方を対象とした相談会も実施。
駒澤大学との連携による希望条例普及事業 駒澤大学経営学部小野瀬拡ゼミナールと連携し、学生がアクション講座を受講したうえで、希望条例普及のためのポスターを作成。ポスターの選定には、貫田委員や澤田委員など認知症のご本人3名とパートナーにもご協力いただき、駒澤大学駅構内や下北沢駅前、青少年交流センター等、若者など多世代が行き交う場所等に掲示。
認知症の人の行方不明時の連携強化 認知症の人の行方不明時の連携強化に向けて、「セーフティネットについて検討する部会」を開催。庁内関係各課はもとより、世田谷区社会福祉協議会や区内4警察署とも意見交換を重ね、行方不明時に早期解決できる体制の強化に向けて検討を実施。 なお、解決した場合にも、行方不明を繰り返さないためのフォローを検討するため、あんしんすこやかセンターや総合支所保健福祉センター保健福祉課にも情報共有している。
「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」の普及強化 区公式LINEにてチェックできる仕組みを構築し、リリース。また、令和5年度より75歳到達時に送付する後期高齢者医療被保険者証にチェックリストを同封し、発送。
世田谷区認知症ネットワーク研究会 区がオブザーバーとして出席し、希望条例の周知とともに認知症サポート医の役割についての課題等についての話し合いを実施。

以上

～地域づくりプロジェクト～

地区のアクション報告

※一部抜粋



地区の取組み状況

※一部抜粋

(1) 池尻地区



- 認知症があっても、なくても、人と人、人と地域をつなげるアクションチーム「人認会（にんにん会）」。
認知症の本人と一緒にガーランド（ハンカチ屋さん提供の布で作った装飾）を作成。商店街の協力もありイベントでお披露目。
- 住民の「つながりの場があると良いね」の声から、話し合いを重ね、「まちなか作品展」を開催。108点！も作品応募あり。会場では作品を見ながら初対面でも会話が生まれ、和やかで楽しい作品展に。

(2) 太子堂地区



- 毎週水曜日に実施している「青空ラジオ体操」のメンバーでアクションチームを始動。
- 「地域で何かしたい！」という思いのある人が集まってアクションミーティングを開始。
- 認知症カフェ「さんこみゅ」でのアクション講座に若年性認知症の本人が参加。
- オレンジの日（拡大版青空カフェ）を開催。



地区の取組み状況

※一部抜粋



(3) 上町地区



- 令和4年度に実施したアクション講座で参加を募り、賛同してくれた多方面に渡る有志と一緒にアクションチームミーティングを四者連携で開始。
やりたい事を出し合い、音読や朗読会、多世代交流の場づくり、認知症カフェの立ち上げなど、熱く意見を交わし準備中です。

(4) 経堂地区



- 総勢60名で条例懇話会を開催し、区民（認知症カフェ運営者の呼びかけでアクションチームを設立。
- 認知症の本人による、絵本の読み聞かせ会、桜丘中学校2年生を対象としたアクション講座、児童館の子ども達とのポッチャ大会を実施。
- 令和5年度から認知症の本人と行うオレンジテニスを実施。
- まちセンで「認知症」をテーマに健康教室を実施。

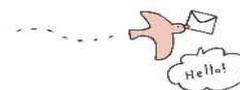
地区の取組み状況

※一部抜粋

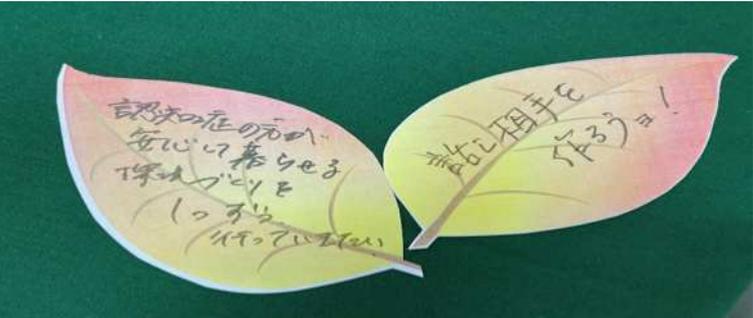
(5) 下馬地区



- 事業で関わった当事者の「麻雀がやりたい！」という声から始まった健康麻雀。当事者・家族と一緒に準備を重ね、本格スタート。現在、試行錯誤しながら月1回定期開催中。麻雀パイの音を聞くと、心が躍り、会話も弾みます。



(6) 梅丘地区



- 認知症の家族を介護している男性介護者の会「ぴあエール」でアクション講座を実施。
自分にできることを出し合う中で、「認知症の本人の思いを聞いてみよう」、「本人がしたい事は何だろう」…と話題に。
今後、本人も参加していただきながら声を聞く会を思案中です。

地区の取組み状況

※一部抜粋



(7) 新代田地区



- 多世代交流拠点「美まもりやまカフェ」は、赤ちゃんもママも高齢者も世代を超えて、障害のあるなしに関わらず交流を楽しむ、みんなの憩いの場。四者連携や、地区有志の方々と協力して開催中。「おしゃべり会 秘密の女子会」や、「男の秘密基地」、太極拳、健康麻雀など、活動の選択肢が盛りだくさんです。

(8) 松沢地区



- 青少年地区委員からの依頼で、緑ヶ丘中学校、松沢中学校の老人ホームボランティアを対象にアクション講座を実施。認知症の本人も、インタビューやグループワークに参加。
- 日本大学文理学部社会福祉学科の学生向けに、アクション講座を実施。認知症の本人が登壇し、家族への変わらぬ愛を語る姿に涙する学生も。
- 四者連携会議で認知症の取組みについて随時情報共有。

4

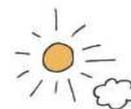
地区の取組み状況

※一部抜粋

(9) 奥沢地区



- 当事者からの「集う場がほしい」「おしゃべりしたい」という声から「おしゃべり会」がスタートしました。秋には紅葉狩り、春は桜の下で集まりたいね…と夢は広がります。企画はみんなで考える、実現したらおしゃべりする。みんなで決めることが会のモットーです。



(10) 等々力地区



- 尾山台商店街のタタタハウス（タカノ洋品店）で、ご本人・ご家族・地域の方々、医療福祉の専門職と一緒に、お茶を飲みながら、好きなように過ごせる場です。スマホ操作等の相談もできます。認知症カフェの他にも、子ども食堂や、東京都市大学の学生さんによる楽しい企画もあります。近くのクリニックも一緒に参加し、「おやまち暮らしの保健室」の取組みの一環になっています。

5

地区の取組み状況

※一部抜粋

(11) 上野毛地区



- 三者連携事業として、玉川野毛町公園でラジオ体操会を開催。毎週木曜9時に顔を合わせ、顔なじみができたり、誘い合うなど交流の場にもなっています。
- 買い物や犬の散歩などを通して、やさしく見守りあうまちをつくる「かみのげ やさしくみまもり隊」を結成。オレンジ色のバンダナや、自転車にプレートをつけて「ながら見守り活動」に取り組んでいます。



(12) 用賀地区



- コロナで休止していた認知症カフェ「上用賀茶房」の決起会として、まずは、ポッチャ交流会を開催。自治会や地区住民、地区サポーター、デイサービス職員に加え、ポッチャの強豪、福祉作業所の方々も参加し、トーナメント方式で大盛況。第2弾として、「上用賀茶房」を3年ぶりに再開。懐かしい再会や、新しい出会い・交流の場になっています。

6

地区の取組み状況

※一部抜粋

(13) 二子玉川地区



- 「認知症」をテーマに地区版地域ケア会議を実施。
- RUN伴プラス（玉川コース）で商店街等、地域を挙げて参加。
- 認知症本人の声から認知症カフェを再開（ほっとカフェ1号店。会場はデイサービス施設「タカシマユアテラス」。）
- その後、思いがけない人と人のつながりから、ほっとカフェ2号店がオープン。力強い地域のパワーが追い風になっています。

(14) 深沢地区



- 安心して暮らせるまちづくりを目指して、声かけ模擬訓練を商店街の「見守りステッカー」発見ツアーと合わせて実施。
- 社協・あんすこ通信で「希望条例」特集記事を掲載。
- 社協の困りごと解決プロジェクト認知症グループ：サロン「かめ」でアクション講座を開催。
- 深沢シルバーピア団らん室を活用し、認知症カフェ「聴かせて」をオープン。その後、会場をデイホーム深沢に移して、活動を継続中です。



7

地区の取組み状況

※一部抜粋

(15) 祖師谷地区



- 85歳を過ぎてから絵画の趣味を持ち、イキイキ暮らす認知症の本人の絵画展を、民生委員や関係者と四者連携で開催。多くの方が来場され、“高齢になっても認知症になっても生きがいを持って楽しく暮らせる”と感じてもらえる絵画展になりました。



(16) 喜多見地区



- コミュニティカフェ「うなかふえ」は、認知症のある・なしに関わらず、時には、近隣のグループホーム入居者も参加するなど孤立せず集う、あたたかな居場所となっています。



8

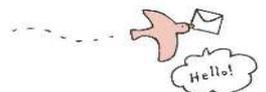
地区の取組み状況

※一部抜粋

(17) 砧地区



- 家族会・地域住民・関係者が、認知症の本人の意見も聞きながら、タリーズの協力のもと、認知症カフェ「キヌタdeカフェ」を立ち上げ。
- カフェビュロンでも「語りあう会」を開催。
- カフェ参加の認知症本人の声から、目黒星美学園中学生と歌の交流「Xmasイベント音楽を楽しむつどい」を実施。



(18) 上北沢地区



- 上北沢地区アクションチームを発足。希望条例の理解促進策として、条例パンフレットを町会・自治会、サロン、ミニデイ、商店や金融機関へ700部配布。区のおしらせ（令和4年7月25日号）の一面で、希望条例に関する取組みを掲載。
- サロン、事業者、小学校など11回アクション講座を実施（共同開催含む）。四者連携で、松沢病院、地域共生の家などとも連携し、チームの拠点づくりを始めています。

9

地区の取組み状況

※一部抜粋

(19) 上祖師谷地区



- 三者連携事業として、地域に暮らす、誰でも気軽に参加できるアクションとして、ラジオ体操会をスタート。
都立祖師谷公園で、毎週1回の決まった時間に、ラジオ体操で体も心もほぐしています。



(20) 烏山地区



- 地域住民の「近所にスーパーがなく買い物に困っている」の声をきっかけに、民生委員等による「給田お買い物マルシェ」を定期開催。
- マルシェ3周年イベントでは、移動販売のほか、ベジタブルチェックコーナー、栄養相談等も開催。
- 存明寺でアクション講座を開催。

資料 4

令和 5 年 7 月 2 4 日
保健福祉政策部生活福祉課

令和 4 年度成年後見制度等利用支援に関する実績について

1 主旨

社会福祉協議会成年後見センターに委託実施した成年後見制度の利用支援等について、令和 4 年度の実績を報告する。

2 成年後見制度利用支援に関する実績

(1) 相談

区内在住で高齢、障害、疾病等により判断能力が十分でない方やその親族、あんしんすこやかセンター等からの相談を受け付けた。

① 【相談件数（4年間の推移）】

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
成年後見センター 相談支援件数	1,242	1,489	1,678	1,981

方法	電話	959	1,110	1,268	1,401
	来所	244	219	205	303
	出張相談	39	160	205	277
	計	1,242	1,489	1,678	1,981

相談者	本人	184	170	190	195
	親族	605	564	587	677
	行政	90	141	126	167
	あんしんすこやかセンター	91	259	339	324
	知人・その他	272	355	436	618
	計	1,242	1,489	1,678	1,981

対象者	高齢者	1,046	1,201	1,371	1,609
	精神障害者	85	169	159	135
	知的障害者	42	42	62	118
	その他	69	77	86	119
	計	1,242	1,489	1,678	1,981

② 【相談内容内訳】

相談内容	法定後見	あんしん 事業	任意後見	後見人 養成等	相続・ 遺言	その他	計
令和 4 年度 相談件数	1,219	500	165	2	36	59	1,981

(2) あんしん法律相談

相続や遺言、負債整理及びそれらに関するトラブル等の相談には、弁護士による法律相談を実施して解決に向けて支援した。

① 開催状況

第1・3水曜日及び第2木曜日の午後（予約制）

※第2木曜日は社会福祉協議会の自主事業

② 相談件数

66件

(3) 親族等申立ての支援

親族が成年後見人の申立てを行う場合の手続き等について、区民成年後見支援員（区民成年後見人養成講座修了者）による成年後見申立て手続き説明会を週1回開催（予約制）し、親族等申立てを支援した。（相談件数30件）

(4) 親族後見人の支援

親族後見人の支援について、申立て支援から受任後の定期支援を行った。（申立支援件数（親族後見人を想定しているケース）30件、親族後見人の定期支援5件）

※申立支援件数は、申立て手続き説明会の件数の一部を含む

(5) 区民成年後見人の養成

判断能力が十分でない方で親族が後見人に就くことが困難な方の権利を擁護するため、区民成年後見人養成研修を開催し、区民後見人を養成した。

① 研修の期間

令和4年6月9日から令和4年10月20日まで 9日間、45時間

② 研修修了者数

8名（男性4名、女性4名 平均年齢61歳）（修了者数235名）

(6) 事例検討委員会

成年後見区長申立て事案等について、課題整理や後見業務の検討、成年後見人等の候補者（弁護士、司法書士、社会福祉士、社会福祉協議会、区民成年後見人など）の選任等を行う事例検討委員会を月2回開催した。

【成年後見人等候補者選任状況（4年間の推移）】

	弁護士	司法書士	社会福祉士	その他	社協 (法人後見)	区民後見人	計
令和元年度	16件	11件	8件	3件	26件	8件	72件
令和2年度	12件	13件	15件	9件	25件	9件	83件
令和3年度	26件	13件	14件	5件	13件	11件	82件
令和4年度	36件	14件	25件	8件	13件	12件	108件

※候補者の選任件数は、区長申立て事案に加え、区及び社会福祉協議会が関わった本人または親族申立て事案における成年後見人等候補者の選任件数を含む。

(7) 制度の普及啓発

成年後見制度ハンドブックや区のホームページ、社会福祉協議会のホームページ等により制度を案内するとともに、地域の活動団体や他の自治体に成年後見センター職員や区民成年後見支援員を講師として派遣するなど、制度の普及啓発を図った。(成年後見センター職員 25 件。その内区民成年後見支援員の同行が 2 件。)

また、あんしんすこやかセンターなど相談機関を対象に権利擁護事例検討会を開催し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の情報共有や事例検討等を通じ、連携を深めた。(実施回数 2 回、参加者 41 名)

3 成年後見区長申立て

認知症や精神障害、知的障害で判断能力が十分でない方で、親族不在や虐待、親族が遠方にいるなど、親族の支援を受けることができない方を対象に、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律並びに知的障害者福祉法に基づき、区が親族に代わり家庭裁判所へ後見開始の審判の申立てを行った。

【区長申立て件数（4年間の推移）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区長申立て件数	52 件	44 件	47 件	76 件

4 後見報酬の助成

成年後見制度を利用している方（成年被後見人・被保佐人・被補助人）のうち、成年後見人・保佐人・補助人への報酬を支払うことが困難で、一定の要件に当てはまる方に報酬を助成した。

【報酬助成件数（4年間の推移）】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
報酬助成件数	45 件	55 件	60 件	66 件

5 地域連携ネットワーク会議

成年後見制度の利用促進に向けた関係機関（弁護士、司法書士、社会福祉士、医療関係、金融機関、あんしんすこやかセンター、地域障害者相談支援センター、民生委員等）によるネットワークの構築・強化のため、地域連携ネットワーク会議を開催した。(2 回)

6 その他（社会福祉協議会自主事業等の主な取り組み）

(1) 権利擁護の取り組み

社会福祉協議会が運営する成年後見センターでは、区の成年後見制度利用支援事業の受託のほか、法人の自主事業として法人後見や任意後見を受任した。なお、区民成年後見人が成年後見人として選任された場合、後見監督人として区民成年後見人が行う後見業務について指導、助言、監督を行った。

金銭管理等に不安がある区民には、福祉サービスの利用や金銭の管理等を援助するあんしん事業（地域福祉権利擁護事業）により、高齢者等の日常生活を支援した。

【法人後見等の件数】

	法人後見	任意後見	後見監督人	あんしん事業
令和5年3月末現在 受任・契約件数	97件受任	8件契約	54件受任	173件契約

(2) 制度の普及啓発

成年後見制度の普及を図るため、弁護士会と連携し、成年後見制度や任意後見制度に関するセミナーを開催した。

また、弁護士や司法書士の協力のもと、遺言、相続、自分の将来を考えておくことの必要性について、関係団体や関係機関等と協力して老い支度講座を開催するなど、制度の普及啓発に取り組んだ。

なお、独自にエンディングノート（私のノート）を作成・販売し、高齢者が自身の将来を考えていただくきっかけづくりを支援した。（令和4年度販売実績：207冊 販売数累計：2,794冊）

【セミナー・講座等の開催状況】

	開催回数	参加者数
成年後見セミナー	5回	55名
老い支度講座	5回	62名

令和4年度高齢者虐待対策の取組みについて

1. 高齢者虐待対策の取組み

(1) 高齢者虐待対策地域連絡会および高齢者虐待対策検討担当者会

連絡会（学識経験者、医師、弁護士、警察、民生委員などで構成）・・・年1回

担当者会（区職員、あんしんすこやかセンター職員、社会福祉協議会職員などで構成）

・・・年2回

(2) 虐待対応ケア会議

- ・ 367件の事例について、ケア会議を589回実施（過年度からの継続案件含む）

(3) 一時生活援助施設の運営・・・利用実績18名（新規16名）うち虐待事例は3件

(4) 対応力向上を目指した事業者への研修

- ・ 研修は年3回実施（企画、運営は高齢者虐待対策検討担当者会）

【第1回】受講者数：419名

講義：インテーク力の向上と事実確認の思考プロセス

講師：中村 聡太郎 氏（こころスペース）

【第2回】受講者数：281名

講義：精神疾患を抱えた擁護者の虐待 ～発見から終結～

講師：高橋 智子 氏（公益財団法人東京都福祉保健財団
人材養成部福祉人材養成室）

【第3回】受講者数：70名

講義：セルフ・ネグレクトへの対応

講師：岸 恵美子 氏（東邦大学 看護学部）

(5) 普及啓発

区のおしらせ（令和4年12月1日号）にて、以下の記事を掲載



高齢者への虐待を防ぎましょう

●まずご相談ください

高齢者に対する次のような行為は虐待になります。

- 暴力をふるう ●言葉や態度で精神的な苦痛を与える
- 財産や年金を勝手に使う ●介護や世話を行わない
- 嫌がる性的行為を強要する

「こうした行為を受けている、または受けている疑いがある」「こうした行為をしてしまっているかも」という時は一人で悩まず、総合支所保健福祉課またはあんしんすこやかセンターにご相談ください。

●介護負担を減らしましょう

介護の疲れが高齢者虐待の原因となる場合もあります。一人で悩まず、お気軽にケアマネジャーやあんしんすこやかセンター等にご相談ください。高齢者ご本人やご家族の状況に応じ、介護負担軽減のお手伝いをします。

相談先／総合支所保健福祉課（世田谷 ☎5432-2854 FAX5432-3049、北沢 ☎6804-8701 FAX6804-8813、玉川 ☎3702-1894 FAX5707-2661、砧 ☎3482-8193 FAX3482-1796、烏山 ☎3326-6136 FAX3326-6154）、あんしんすこやかセンター（区内28か所）

☎高齢福祉課 ☎5432-2412 FAX5432-3085

2. 令和4年度の相談・通報実績

(1) 養護者による虐待

年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	
通報(件)	241	219	222	229	
認定(件)	158	153	153	177	
新規相談・通報受理件数(令和4年度内に通報を受理したもの)			令和4年度	令和3年度	
			241	219	
相談・通報者 (重複有)	介護支援専門員		73	68	人
	介護保険事業所職員		14	10	人
	医療機関従事者(医師含む)		11	18	人
	近隣住民・知人		11	8	人
	民生委員		3	4	人
	被虐待者本人		3	7	人
	家族・親族		7	16	人
	虐待者自身		0	1	人
	区職員(あんしんすこやかセンター職員含む)		46	39	人
	警察		78	51	人
	その他・匿名・不明		7	9	人
合計(延べ)		253	231	人	

相談・通報を受けた事例の状況(過年度に通報を受理した事例を含む)		4年度	3年度		
事実確認 調査の結果 の 状況	虐待を受けた又は受けたと判断した事例	158	153	件	
	虐待ではないと判断した事例	71	76	件	
	虐待の判断に至らなかった事例	9	14	件	
	事実確認調査を行っていない事例(明らかに虐待ではなく調査不要と判断したもの、今後調査を予定している又は検討中のもの)	7	1	件	
内訳	虐待の種別・ 類型(重複有)	身体的虐待	90	89	件
		介護・世話の放棄、放任	47	43	件
		心理的虐待	80	68	件
		性的虐待	0	0	件
		経済的虐待	24	17	件
被虐待者の 性別	男性	40	33	人	
	女性	124	123	人	
被虐待者と 虐待者の関係 (被虐待者か ら見た続柄) (重複有)	夫	34	32	人	
	妻	9	12	人	
	息子	62	62	人	
	娘	50	42	人	
	息子、娘の配偶者	1	1	人	
	兄弟姉妹	2	2	人	
	孫	6	4	人	
	その他・不明	11	6	人	

令和4年度に虐待対応を行った事例 (過年度に通報を受理した事例を含む)		4年度	3年度		
		306	308	人	
虐待 への 対応策	分離の有無	分離を行った事例	34	30	人
		分離していない事例	188	195	人
		対応検討中	6	6	人
		虐待判断時点で入院、別居等の状態	38	31	人
		その他(前年度からの継続含む)	40	46	人
		合計	306	308	人
	分離を行った 事例の対応の 内訳	契約による介護保険サービスの利用	13	11	人
		老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	11	8	人
		緊急一時保護	7	4	人
		医療機関への一時入院	2	2	人
		上記以外の住まい・施設等の利用	1	5	人
		虐待者を高齢者から分離(転居等)	0	0	人
		その他	0	0	人
		合計	34	30	人
	分離していな い事例の対応 の内訳 (重複有)	養護者に対する助言・指導	57	60	人
		養護者が介護負担軽減のための事業に参加	6	1	人
		被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	7	5	人
		ケアプランの見直し	25	33	人
		介護保険サービス以外のサービスを利用	8	2	人
		その他	11	15	人
		見守りのみ	103	105	人
合計(延べ)		217	221	人	
調査対象年度 末日での状況	対応継続	144	149	人	
	終結	162	159	人	
	合計	306	308	人	

(2) 養介護施設従事者等による虐待

年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
通報(件)	39	23	13	9
認定(件)	13	8	5	1

通報対応件数(過年度に通報を受理した事例を含む)		4年度	3年度	
		50	32	件
通報を受けた 養介護施設・事業所 の種別	特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)	15	7	件
	老人保健施設	4	3	件
	介護医療院・介護療養型医療施設	0	0	件
	認知症対応型共同生活介護	5	2	件
	(住宅型)有料老人ホーム	5	4	件
	(介護付き)有料老人ホーム	15	8	件
	小規模多機能型居宅介護等	0	1	件
	軽費老人ホーム	0	0	件
	養護老人ホーム	0	0	件
	短期入所施設	4	2	件
	訪問介護等	0	1	件
	通所介護等	2	2	件
	居宅介護支援等	0	1	件
	その他	0	1	件
合計		50	32	件
相談・通報者 (重複有)	介護支援専門員	2	2	人
	介護相談員	0	0	人
	当該施設職員	18	7	人
	当該施設元職員	4	2	人
	施設・事業所の管理者	6	8	人
	医療機関従事者(医師含む)	3	3	人
	被虐待者本人	0	0	人
	家族・親族	8	5	人
	区職員(あんしんすこやかセンター職員含む)	1	0	人
	警察	0	0	人
	社会福祉協議会職員	0	1	人
	国民健康保険団体連合会	0	0	人
	都道府県	0	0	人
	その他・匿名・不明	10	4	人
合計(延べ)		52	32	人

事実確認 調査の結果	虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	13	8	件
	虐待ではないと判断した事例	11	8	件
	虐待の判断に至らなかった事例	11	5	件
の 状況	事実確認調査を行っていない事例（明らかに虐待ではなく調査不要と判断したもの、今後調査を予定している又は検討中のもの、都道府県に調査を依頼したもの）	13	5	件

虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例の内訳		4年度	3年度	
		13	8	件
		12	9	人
虐待の種別・ 類型（重複有）	身体的虐待	8	7	件
	介護・世話の放棄、放任	2	1	件
	心理的虐待	1	1	件
	性的虐待	0	0	件
	経済的虐待	1	0	件
	合計（延べ）	12	9	件
被虐待者の性別	男性	2	2	人
	女性	10	7	人
虐待を行った 養介護施設等 の従事者 （重複有）	介護職	9	7	人
	看護職	0	0	人
	管理職	0	0	人
	施設長	0	0	人
	経営者・関係者	0	0	人
	その他・不明	2	0	人
	合計（延べ）	11	7	人

令和4年度(年間) 高齢者孤立死の調査結果

高齢者が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後数日(当日・1日目・2日目までは含めない)

1. 孤立死発見の状況

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砦地域	烏山地域	合計
性別	男	18	9	8	11	8	54
	女	14	7	3	6	1	31
年齢	65～69歳	6	2	1	0	3	12
	70～79歳	13	6	4	9	2	34
	80～89歳	11	8	5	7	4	35
	90歳以上	2	0	1	1	0	4
発見までの期間	3日以内	4	1	0	5	3	13
	1週間以内	8	3	5	4	2	22
	2週間以内	7	1	0	3	0	11
	2週間以上	13	10	6	5	4	38
	不明	0	1	0	0	0	1
サービス利用状況 (重複利用あり)	介護保険サービス	3	2	1	2	3	11
	その他のサービス	5	1	2	0	3	11
	なし	19	11	6	14	3	53
	不明	6	2	3	1	1	13
合計		32	16	11	17	9	85

割合

性別	男	女	合計
人	54	31	85
%	64%	36%	100%

年齢	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	合計
人	12	34	35	4	85
%	14%	40%	41%	5%	100%

発見までの期間	3日以内	1週間以内	2週間以内	2週間以上	不明	合計
人	13	22	11	38	1	85
%	15%	26%	13%	45%	1%	100%

サービス利用状況	介護保険サービス	その他のサービス	なし	不明	合計
人	11	11	53	13	88
%	13%	13%	60%	15%	100%

* 構成比は四捨五入しているため合計しても必ずしも100%とはならない

2. 発見までの期間とサービス利用状況

		3日以内		1週間以内		2週間以内		2週間以上		不明	合計	
あり (重複利用あり)	介護保険サービス	7	7	7	3	2	1	3	0	0	19	11
	その他のサービス		1		6		1		3			
なし		5		13		7		27		1	53	
不明		1		2		2		8		0	13	
合計		13		22		11		38		1	85	

3. 発見月の状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
男	5	5	2	12	6	4	3	3	1	3	7	3	54
女	2	1	1	4	7	3	0	5	1	2	2	3	31
合計	7	6	3	16	13	7	3	8	2	5	9	6	85

4. 発見までの期間と最初に異変を感じた人

期間 最初に 異変を感じた人	3日以内 (数日)	1週間以内	2週間以内	2週間以上	不明	合計
身内		5	2	3	1	11
近隣		4	4	8		16
友人		2		5		7
大家		1		3		4
不動産会社・管理人		3		9		12
自治会役員	1		1			2
職場関係者	1			2		3
民生委員				1		1
区職員				1		1
生保CW				1		1
あんすこ		2		1		3
ケアマネジャー		1				1
ヘルパー	4	1				5
通所介護職員	2					2
配食サービス				1		1
安心コール						0
かかりつけ医関係		1	2			3
警備会社(見守り)						0
新聞配達	2	2	1			5
水道局				3		3
警察	1					1
コンビニ			1			1
ヤクルト配達員	1					1
訪問看護	1					1
	13	22	11	38	1	85

5. 年度別

平成30年度

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
性別	男	8	7	18	5	8	46
	女	15	5	5	11	0	36
年齢	65～69歳	6	0	7	3	1	17
	70～79歳	6	6	7	4	4	27
	80～89歳	8	5	7	9	3	32
	90歳以上	3	1	2	0	0	6
合計		23	12	23	16	8	82

(月別)		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
性別	男	12	15	7	12	46
	女	4	15	7	10	36
合計		16	30	14	22	82

令和元年度

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
性別	男	12	9	21	8	8	58
	女	9	5	3	6	7	30
年齢	65～69歳	4	3	6	1	6	20
	70～79歳	11	5	12	7	4	39
	80～89歳	5	5	6	4	2	22
	90歳以上	1	1	0	2	3	7
合計		21	14	24	14	15	88

(月別)		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
性別	男	9	20	12	17	58
	女	5	9	8	8	30
合計		14	29	20	25	88

令和2年度

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
性別	男	19	8	16	13	13	69
	女	5	4	6	10	9	34
年齢	65～69歳	4	2	3	2	5	16
	70～79歳	11	8	11	7	4	41
	80～89歳	7	2	8	8	12	37
	90歳以上	2	0	0	6	1	9
合計		24	12	22	23	22	103

(月別)		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
性別	男	18	19	16	16	69
	女	5	10	9	10	34
合計		23	29	25	26	103

令和3年度

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
性別	男	15	6	12	13	8	54
	女	3	5	6	6	4	24
年齢	65～69歳	3	0	4	5	2	14
	70～79歳	8	4	10	8	6	36
	80～89歳	5	3	3	4	4	19
	90歳以上	2	4	1	2	0	9
合計		18	11	18	19	12	78

(月別)		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
性別	男	14	20	8	13	55
	女	3	3	5	12	23
合計		17	23	13	25	78

令和4年度

		世田谷地域	北沢地域	玉川地域	砧地域	烏山地域	合計
性別	男	18	9	8	11	8	54
	女	14	7	3	6	1	31
年齢	65～69歳	6	2	1	0	3	12
	70～79歳	13	6	4	9	2	34
	80～89歳	11	8	5	7	4	35
	90歳以上	2	0	1	1	0	4
合計		32	16	11	17	9	85

(月別)		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	合計
性別	男	12	22	7	13	54
	女	4	14	6	7	31
合計		16	36	13	20	85

資料7

令和5年7月24日

高齢福祉部介護保険課

介護保険事業の実施状況

(令和4年度集計 速報版)

世田谷区

1. 高齢者人口		
1-1	前期・後期高齢者人口・高齢化率の推移と将来推計（各年1月）	P1
2. 第1号被保険者		
2-1	第1号被保険者数の推移（各年度末）	P2
2-2	第1号被保険者に占める75歳以上の割合の推移の比較（各年度末）	P2
2-3	第1号被保険者に占める85歳以上の割合の推移の比較（各年度末）	P2
3. 要介護認定者		
3-1	年齢階層別 要介護認定者数の推移（各年度末）	P3
3-2	第1号被保険者 年齢階層別 認定率の推移（各年度末）	P4
3-3	第1号被保険者認定率の推移の比較（各年度末）	P4
3-4	要介護度別認定者数の推移（各年度末）	P5
3-5	要介護認定者 認知症状の出現数の推移（各年度末）	P6
4. 介護保険サービスの給付費		
4-1	サービス別給付実績の推移	P7
4-2	総費用等における提供サービスの内訳割合の比較	P8
4-3	介護保険サービス給付費の推移	P10
5. 介護保険料		
5-1	第1号被保険者 介護保険料(基準月額)の推移	P11
5-2	第1号被保険者 介護保険料(基準月額)の比較	P11
5-3	第8期における第1号被保険者の保険料段階と保険料率・年間保険料	P12
6. 第8期計画の見込みと実績		
6-1	第8期計画 被保険者の見込みと実績（9月末）	P13
6-2	第8期計画 要介護・要支援認定者数の見込みと実績（9月末）	P14
6-3	第8期計画 標準給付費の見込みと実績	P15
6-4	令和4年度 サービス別見込みと実績	P16
7. その他		
7-1	介護保険料の収納状況	P18
7-2	事故報告の状況	P18
7-3	介護事業者への指導・監査 実施状況	P19
7-4	給付適正化の実施状況	P20

〔各表の数値及び構成比は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値等が一致しない場合があります。〕

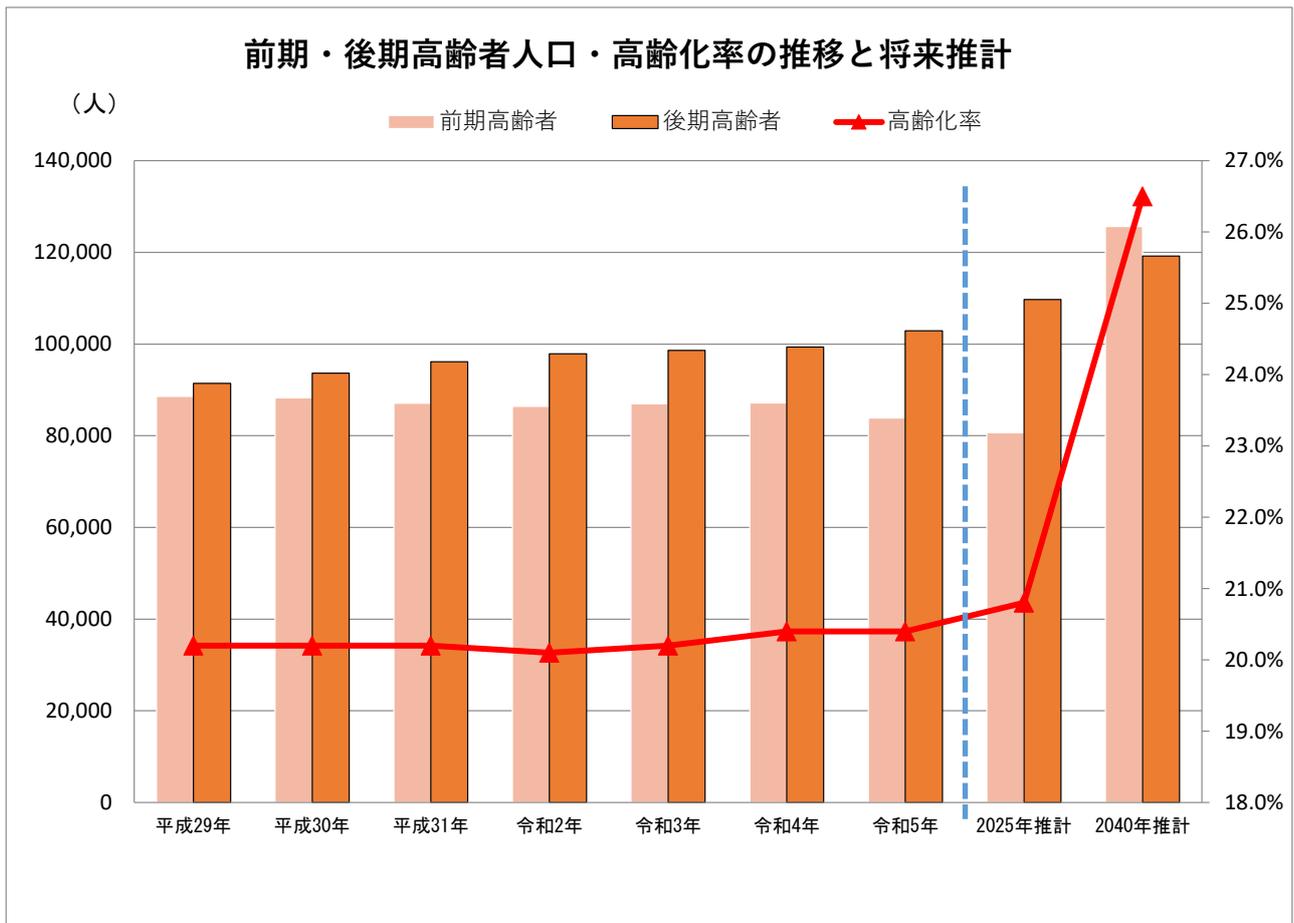
1-1 前期・後期高齢者人口・高齢化率の推移と将来推計(各年1月)

全国的に少子高齢化が進む中、世田谷区でも高齢者人口及び高齢化率ともに増え続けている。「世田谷区将来人口推計（令和4年7月）」によると、今後も、高齢者人口及び高齢化率は増え続けるが、前期高齢者は2025年にかけて減少し、その後は大幅に増加する見込みとなっている。

(単位：人)

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	推計	
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	令和7年	令和22年
前期高齢者人口	88,596	88,242	87,071	86,375	86,987	87,137	83,844	80,614	125,637
後期高齢者人口	91,413	93,666	96,144	97,869	98,591	99,335	102,890	109,701	119,169
65歳以上人口	180,009	181,908	183,215	184,244	185,578	186,472	186,734	190,315	244,806
高齢化率	20.2%	20.2%	20.2%	20.1%	20.2%	20.4%	20.4%	20.8%	26.5%

出典：住民基本台帳（外国人含む）各年1月。推計は「世田谷区将来人口推計（令和4年7月）」



2-1 第1号被保険者数の推移(各年度末)

第1号被保険者数は人口推移と同様に増加傾向にある。

平成27年度と令和4年度の年齢階層別を比較すると、85歳以上の伸び率が大きくなっている。

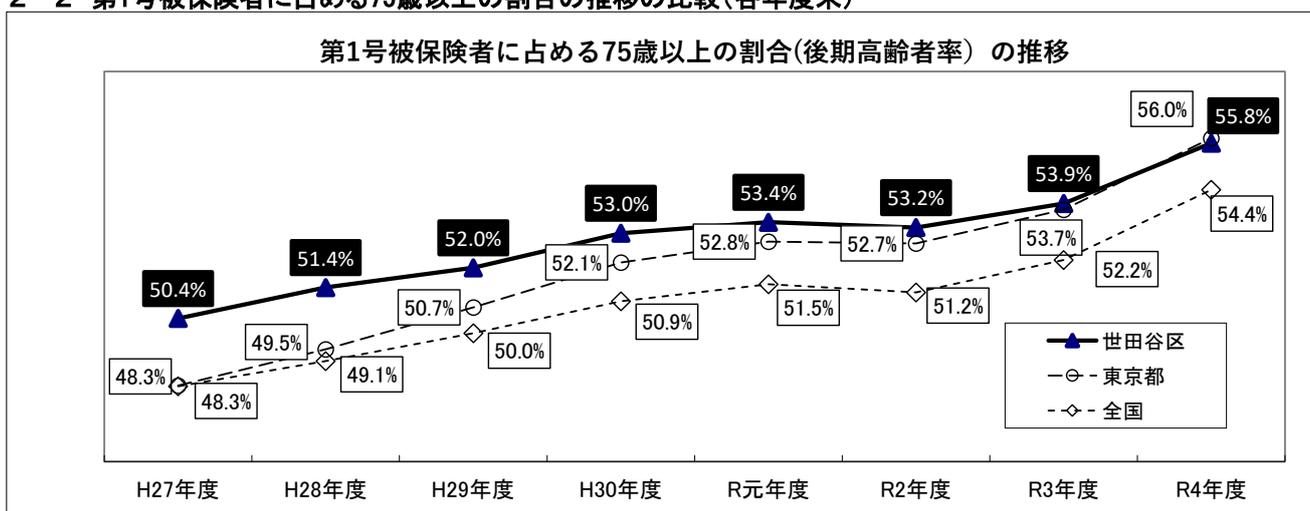
75歳以上の後期高齢者は国と比べて高い割合を占めており、85歳以上の高齢者は国、都と比べて高い割合を占めている。

(単位：人)

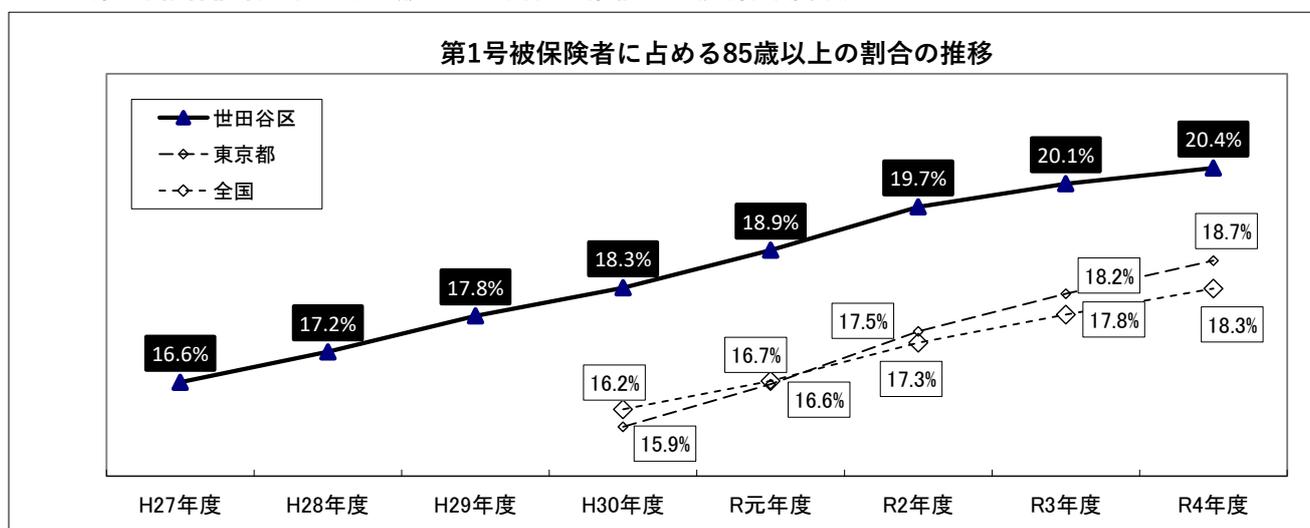
		第6期			第7期		第8期		(増減率) B/A-1	
		H27年度 A	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度		R4年度 B
第1号被保険者数		179,512	181,652	183,267	184,415	185,692	186,768	187,494	187,928	4.7%
(再掲) 前期・ 後期別 内訳	前期高齢者 (65～74歳)	89,031	88,360	88,032	86,623	86,598	87,407	86,357	83,072	-6.7%
	後期高齢者 (75歳以上)	90,481	93,292	95,235	97,792	99,094	99,361	101,137	104,856	15.9%
(再掲) 後期 高齢者	75～79歳	32,519	33,546	33,763	35,623	35,841	34,630	34,693	37,575	15.5%
	80～84歳	28,102	28,568	28,871	28,463	28,097	27,967	28,781	29,018	3.3%
	85歳以上	29,860	31,178	32,601	33,706	35,156	36,764	37,663	38,263	28.1%

※住所地特例適用者を含む。

2-2 第1号被保険者に占める75歳以上の割合の推移の比較(各年度末)



2-3 第1号被保険者に占める85歳以上の割合の推移の比較(各年度末)



※介護保険事業状況報告には、H27年度～H29年度の、全国と東京都の数値が存在しない。

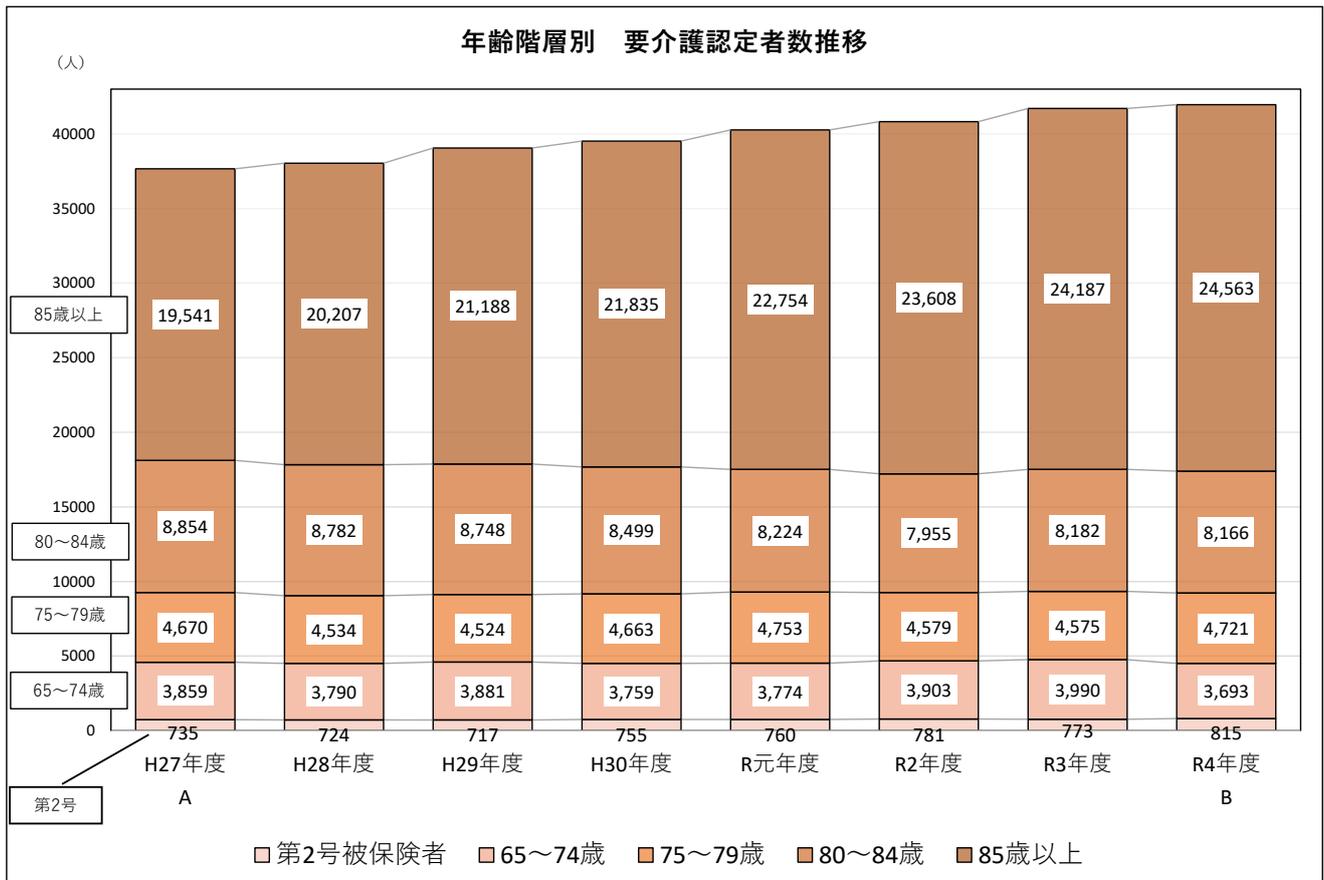
出典：介護保険事業状況報告

3-1 年齢階層別 要介護認定者数の推移(各年度末)

令和4年度の介護保険の要介護（要支援）認定者数は、平成27年度から約4,300人増加している。
年齢階層別では、85歳以上がもっとも人数が多く、平成27年度と令和4年度で比較してみると、
増減率ももっとも大きくなっている。

(単位：人)

		第6期			第7期			第8期		(増減率) B/A-1
		H27年度 A	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 B	
第2号被保険者		735	724	717	755	760	781	773	815	10.9%
第1号被保険者	65～74歳	3,859	3,790	3,881	3,759	3,774	3,903	3,990	3,693	-4.3%
	75～79歳	4,670	4,534	4,524	4,663	4,753	4,579	4,575	4,721	1.1%
	80～84歳	8,854	8,782	8,748	8,499	8,224	7,955	8,182	8,166	-7.8%
	85歳以上	19,541	20,207	21,188	21,835	22,754	23,608	24,187	24,563	25.7%
	合計	36,924	37,313	38,341	38,756	39,505	40,045	40,934	41,143	11.4%
総認定者数		37,659	38,037	39,058	39,511	40,265	40,826	41,707	41,958	11.4%
総認定者数 前年度比		1.5%	1.0%	2.7%	1.2%	1.9%	1.4%	2.2%	0.6%	



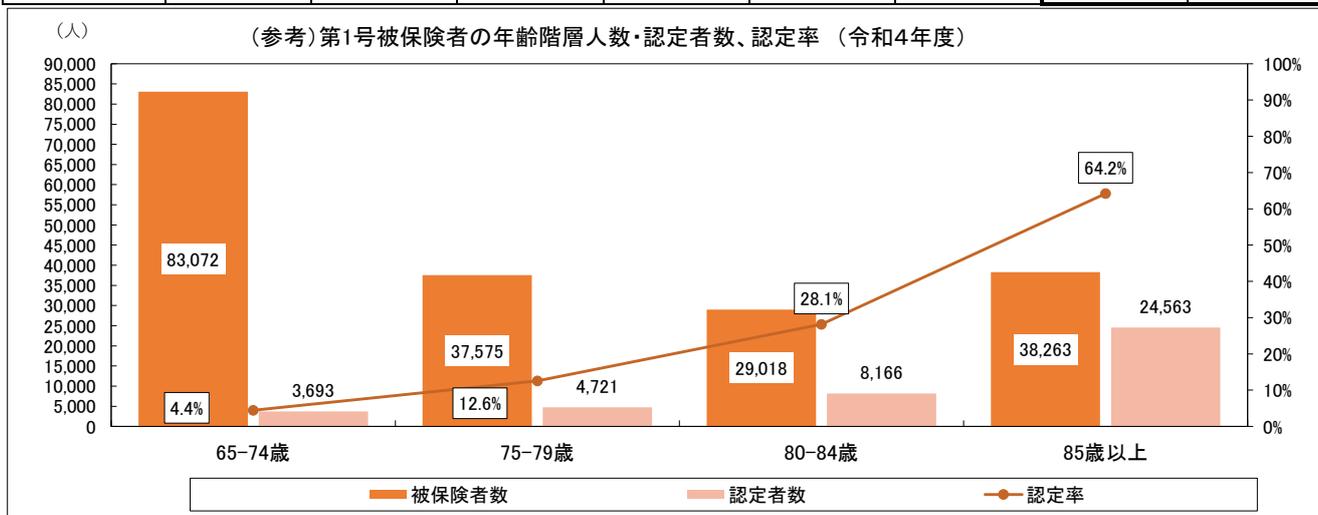
出典：介護保険事業状況報告

3-2 第1号被保険者 年齢階層別 認定率の推移(各年度末)

第1号被保険者の認定率は上昇しているが、年齢階層別の認定率を平成27年度と令和4年度で比較してみると、65～74歳を除いて認定率が低下している。

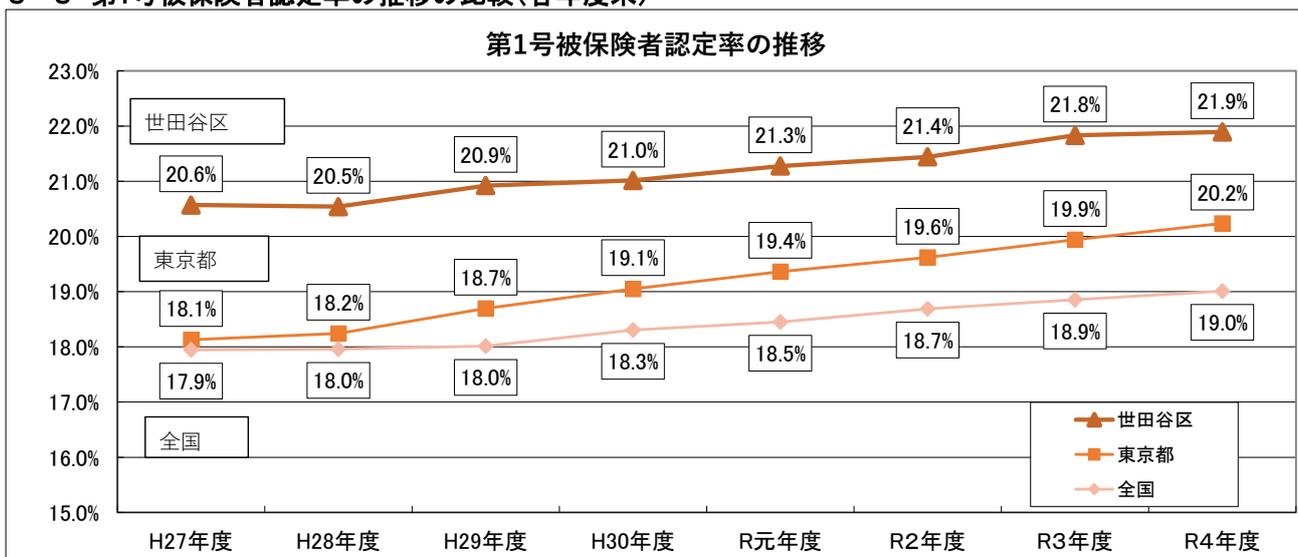
第1号被保険者の認定率を国、都と比較してみると、国、都より認定率が高い状況が続いている。

	第6期			第7期			第8期	
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
65～74歳	4.3%	4.3%	4.4%	4.3%	4.4%	4.5%	4.6%	4.4%
75～79歳	14.4%	13.5%	13.4%	13.1%	13.3%	13.2%	13.2%	12.6%
80～84歳	31.5%	30.7%	30.3%	29.9%	29.3%	28.4%	28.4%	28.1%
85歳以上	65.4%	64.8%	65.0%	64.8%	64.7%	64.2%	64.2%	64.2%
第1号被保険者	20.6%	20.5%	20.9%	21.0%	21.3%	21.4%	21.8%	21.9%



※認定率は各年齢階層別被保険者数に占める要介護(支援)認定者の割合

3-3 第1号被保険者認定率の推移の比較(各年度末)



出典：介護保険事業状況報告

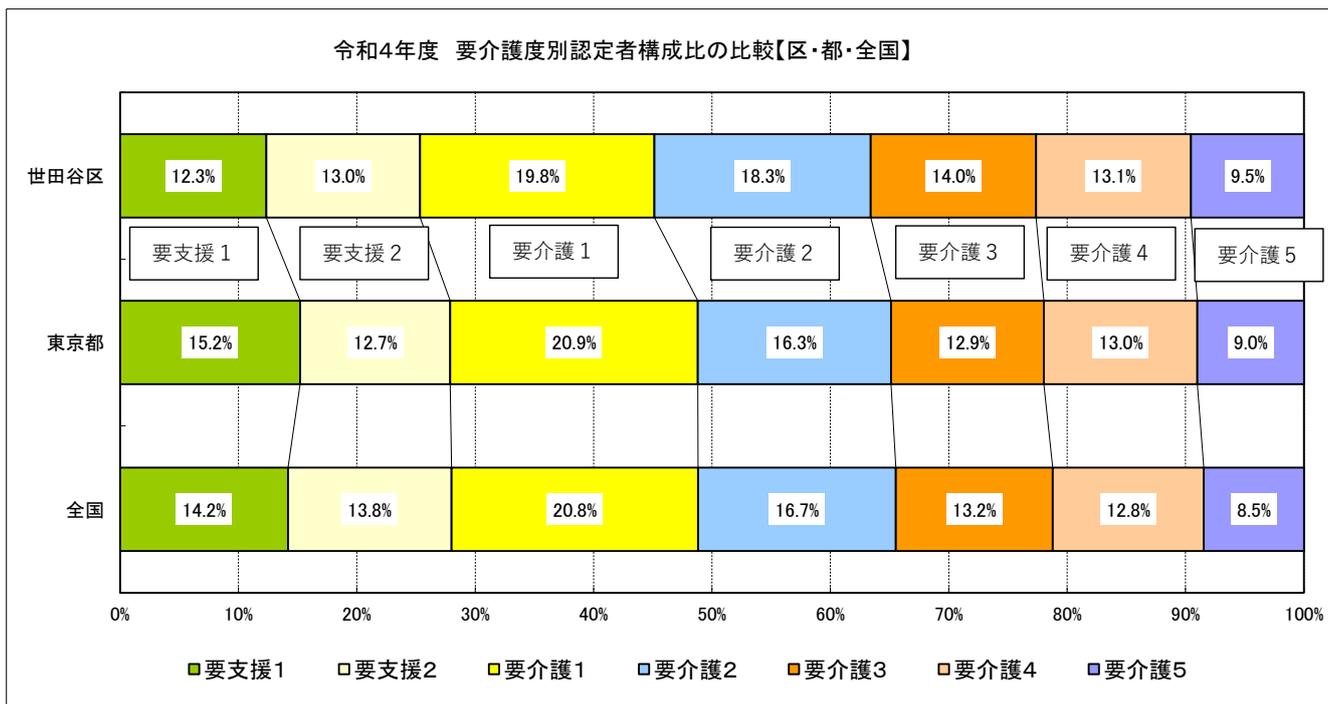
3-4 要介護度別認定者数の推移(各年度末)

要介護度別認定者数をみると、要介護1及び要介護2の認定者が多い状況が続いている。
 平成27年度と令和4年度を比較すると、要介護4の増減率が大きくなっている。
 要介護度別認定者の構成比を国、都と比較してみると、要介護2以上の割合が高い。

(単位：人)

	第6期			第7期			第8期		(増減率) B/A-1	
	H27年度 A	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 B		
総認定者数	37,659	38,037	39,058	39,511	40,265	40,826	41,707	41,958	11.4%	
要 介 護 度 別 内 訳	要支援1	5,113	4,882	5,316	5,075	5,356	5,305	5,342	5,180	1.3%
	要支援2	4,604	4,541	4,935	5,351	5,773	5,624	5,600	5,453	18.4%
	要介護1	7,459	7,693	7,811	7,341	7,006	7,364	8,048	8,302	11.3%
	要介護2	6,682	6,775	6,768	7,462	7,721	7,806	7,702	7,672	14.8%
	要介護3	4,966	5,189	5,296	5,231	5,376	5,521	5,736	5,857	17.9%
	要介護4	4,621	4,788	4,819	4,912	4,924	5,080	5,340	5,492	18.8%
要介護5	4,214	4,169	4,113	4,139	4,109	4,126	3,939	4,002	-5.0%	
事業対象者	-	539	810	767	788	737	721	757		

※事業対象者は、要介護（支援）認定のない者の人数。事業対象者で要介護（支援）認定を受けている者は、認定者として計上。



出典：介護保険事業状況報告

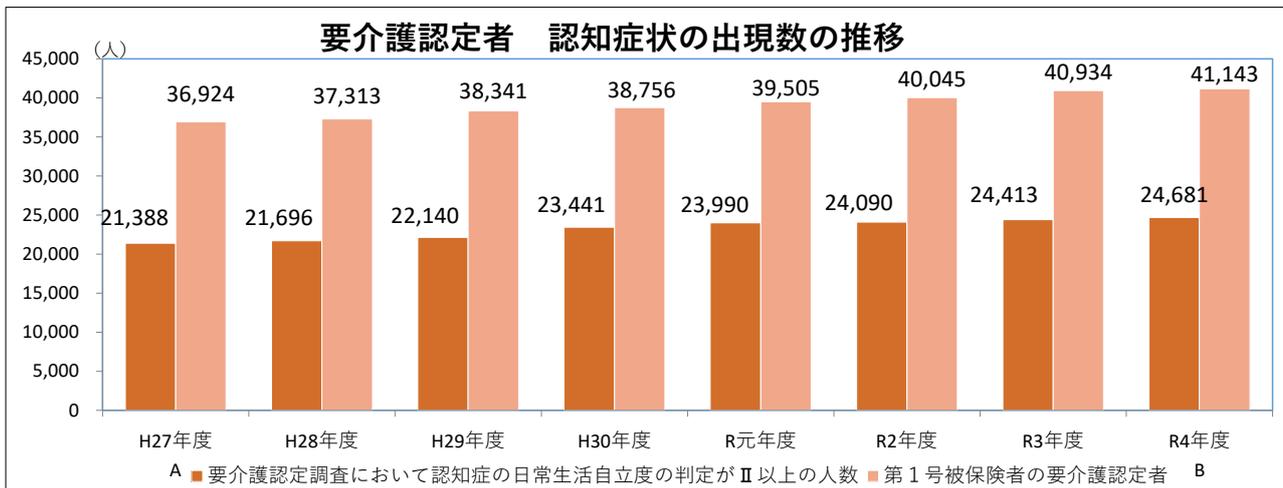
3-5 要介護認定者 認知症状の出現数の推移(各年度末)

介護保険要介護認定調査において、令和4年度の認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の人数は、平成27年度から約3,300人増加しており、平成27年度と令和4年度を比較すると、伸び率は要介護認定者を上回っている。

(単位：人)

	第6期			第7期			第8期		(増減率) B/A-1
	H27年度 A	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度 B	
要介護認定調査において認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の人数	21,388	21,696	22,140	23,441	23,990	24,090	24,413	24,681	15.4%
第1号被保険者の要介護認定者	36,924	37,313	38,341	38,756	39,505	40,045	40,934	41,143	11.4%

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
令和4年度の内訳	477	724	5,549	5,004	4,725	4,524	3,678	24,681



出典：要介護認定調査において認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の人数（認定調査データ）
第1号被保険者の要介護認定者（介護保険事業状況報告）

(参考) 認知症高齢者の日常生活自立度判定の基準(厚生労働省通知 平成21年9月30日付老老発0930第2号)

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態がみられる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

4-1 サービス別給付実績の推移

令和4年度の介護サービス給付費実績は、前年度比1.6%増の約596億円となった。

サービス別の給付費で大きなものは、特定施設入居者生活介護(約104億5千万円、全体構成比17.5%)、介護老人福祉施設(約86億円、同14.4%)、訪問介護(約81億円、同13.6%)、通所介護(約52億9千万円、同8.9%)であり、全体の過半数を占めている。

(介護予防を含む。単位:千円)

	第7期			第8期				
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度 (A)	R4年度 (B)	全体 構成比	前年比 増減率 (B/A-1)	
居宅サービス	1訪問介護	7,190,175	7,146,334	7,444,991	7,872,281	8,097,063	13.6%	2.9%
	2訪問入浴介護	484,473	443,711	439,688	464,417	435,155	0.7%	-6.3%
	3訪問看護	3,169,654	3,345,494	3,683,417	4,138,583	4,276,609	7.2%	3.3%
	4訪問リハビリテーション	330,324	341,344	333,953	351,793	360,913	0.6%	2.6%
	5居宅療養管理指導	1,562,554	1,670,118	1,755,773	1,886,976	1,962,914	3.3%	4.0%
	6通所介護	5,407,615	5,385,676	5,005,638	5,201,880	5,285,238	8.9%	1.6%
	7通所リハビリテーション	746,073	824,251	775,076	840,315	879,057	1.5%	4.6%
	8短期入所生活介護	977,555	938,293	840,961	907,337	918,752	1.5%	1.3%
	9短期入所療養介護	127,874	173,596	146,100	143,771	122,993	0.2%	-14.5%
	10特定施設入居者生活介護	9,527,241	9,963,208	10,275,653	10,384,701	10,447,439	17.5%	0.6%
	11福祉用具貸与	2,029,988	2,049,828	2,158,357	2,294,109	2,433,628	4.1%	6.1%
	12福祉用具購入費	82,211	78,990	80,553	85,213	88,599	0.1%	4.0%
	13住宅改修	201,114	199,108	177,363	175,286	172,529	0.3%	-1.6%
	14居宅介護支援・介護予防支援	3,337,894	3,393,073	3,453,994	3,707,132	3,823,987	6.4%	3.2%
合計	35,174,744	35,953,024	36,571,516	38,453,795	39,304,875	65.9%	2.2%	
地域密着型サービス	15定期巡回・随時対応型訪問介護看護	404,977	378,166	413,116	403,964	424,181	0.7%	5.0%
	16夜間対応型訪問介護	58,257	53,011	90,474	75,419	71,728	0.1%	-4.9%
	17地域密着型通所介護	2,866,472	2,937,378	2,793,172	2,909,556	2,939,714	4.9%	1.0%
	18認知症対応型通所介護	589,100	593,519	518,111	540,314	501,996	0.8%	-7.1%
	19小規模多機能型居宅介護	624,707	627,680	615,273	582,870	683,774	1.1%	17.3%
	20認知症対応型共同生活介護	2,519,549	2,552,724	2,589,259	2,594,754	2,636,915	4.4%	1.6%
	21地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%
	22地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	249,759	298,843	309,870	321,024	375,517	0.6%	17.0%
	23看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	121,973	161,020	209,123	269,757	293,031	0.5%	8.6%
合計	7,434,795	7,602,341	7,538,398	7,697,658	7,926,855	13.3%	3.0%	
施設サービス	24介護老人福祉施設	6,748,809	7,460,535	8,364,378	8,563,111	8,596,536	14.4%	0.4%
	25介護老人保健施設	3,588,630	3,391,935	3,267,176	3,180,032	3,003,872	5.0%	-5.5%
	26介護療養型医療施設	1,038,657	962,737	749,430	540,979	296,836	0.5%	-45.1%
	27介護医療院	8,862	49,297	218,240	284,254	516,252	0.9%	81.6%
合計	11,384,958	11,864,504	12,599,225	12,568,377	12,413,497	20.8%	-1.2%	
総給付費 実績値	53,994,498	55,419,869	56,709,139	58,719,830	59,645,227	100.0%	1.6%	
総給付費 計画値	59,989,217	64,721,321	69,380,846	59,614,478	61,638,680			
対計画値比 乖離額	-5,994,719	-9,301,453	-12,671,707	-894,648	-1,993,453			
対計画値比 乖離率	-10.0%	-14.4%	-18.3%	-1.5%	-3.2%			

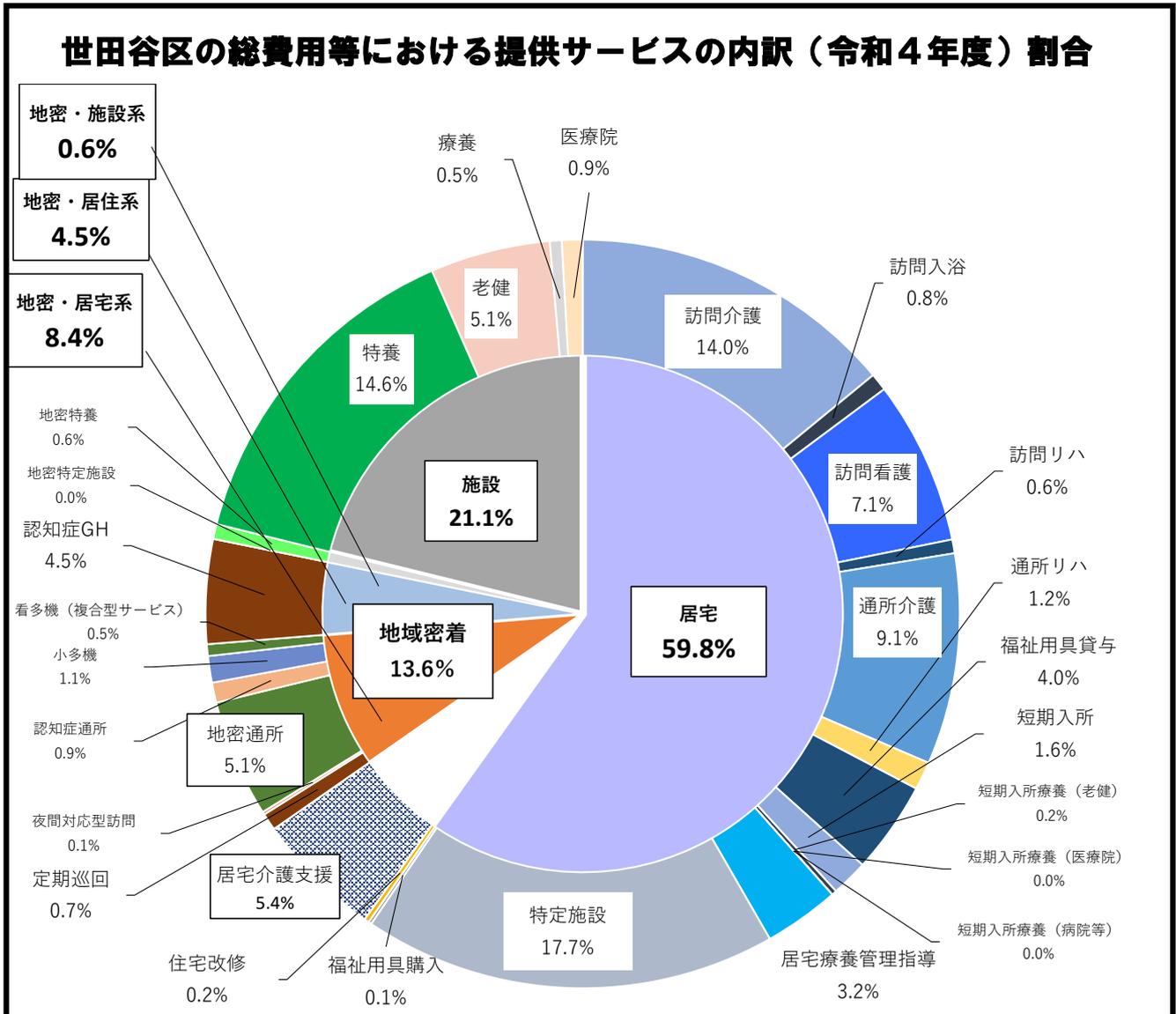
出典：介護保険事業状況報告（東日本大震災による臨時特例補助金分を含む）

(別掲) 介護予防・日常生活支援総合事業

	R2年度	R3年度	R4年度
総合事業訪問型サービス	535,490	510,195	492,644
総合事業通所型サービス	650,448	718,088	733,669
介護予防ケアマネジメント費	174,264	171,340	168,213

(単位:千円)

4-2 総費用等における提供サービスの内訳割合の比較



出典：令和4年度介護保険事業状況報告（速報値）

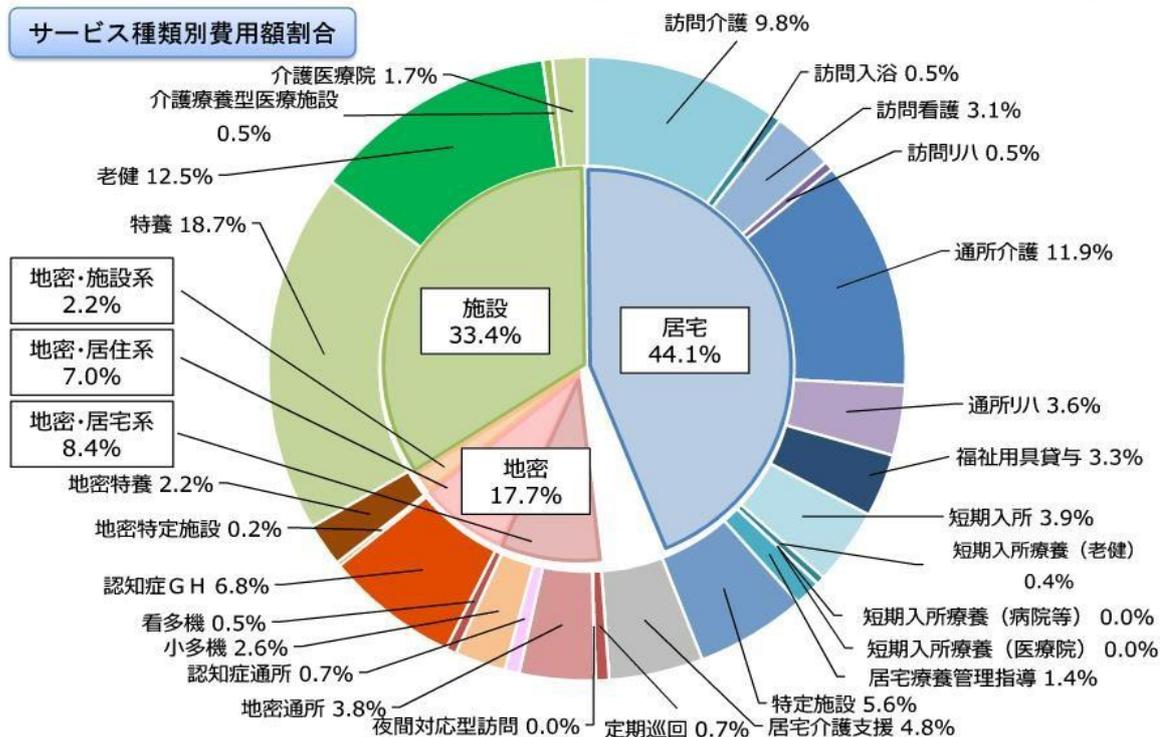
（注1）介護予防サービスを含まない。

（注2）特定入所者介護サービス（補足給付）、地域支援事業に係る費用は含まない。

（注3）介護費は、令和4年度（令和4年4月～令和5年3月審査分（令和4年3月～令和5年2月サービス提供分））。

※1 総費用等：保険給付費、利用者負担額等の総合計額

介護保険給付に係る総費用のサービス種類別内訳(令和3年度) 割合



【出典】厚生労働省「令和3年度介護給付費等実態統計」
 (注1) 総費用は保険給付額と公費負担額、利用者負担額(公費の本人負担額を含む)の合計額。
 介護予防サービスを含まない。特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。また、市区町村が直接支払う費用(福祉用具購入費、住宅改修費など)は含まない。
 (注2) 介護費用額は、令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))
 (注3) 令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))の特定入所者介護サービス(補足給付)は約2,700億円。

出典:「社会保障審議会 介護給付費分科会(第217回)」資料より抜粋

(注1) 介護予防サービスを含まない。

(注2) 特定入所者介護サービス(補足給付)、地域支援事業に係る費用は含まない。

(注3) 介護費は、令和3年度(令和3年5月～令和4年4月審査分(令和3年4月～令和4年3月サービス提供分))。

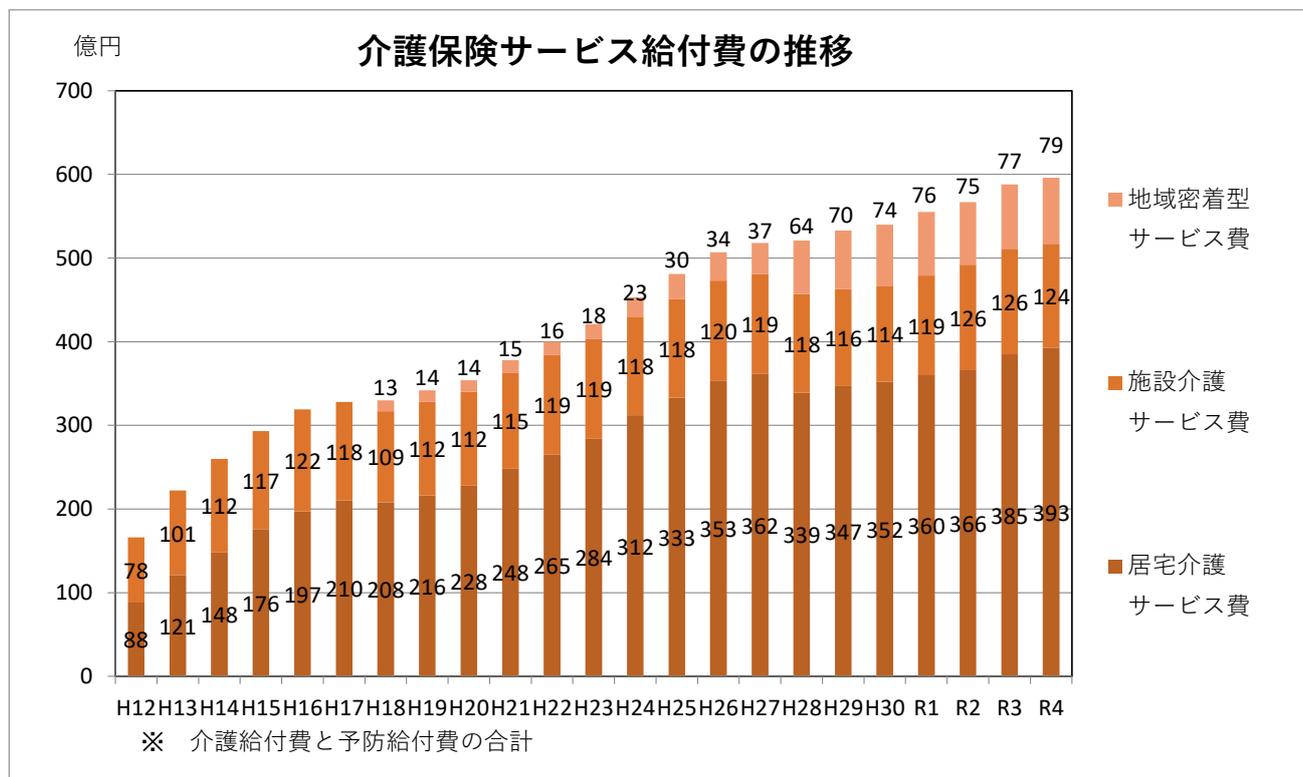
4-3 介護保険サービス給付費の推移

令和4年度の介護保険サービスの給付費は、制度開始（平成12年度）の約3.6倍に増加している。

（単位：億円 四捨五入）

	第1期			第2期			第3期			第4期		
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
居宅介護サービス費	88	121	148	176	197	210	208	216	228	248	265	284
施設介護サービス費	78	101	112	117	122	118	109	112	112	115	119	119
地域密着型サービス費							13	14	14	15	16	18
合計	165	222	260	293	318	328	329	342	354	378	400	421
合計 前年度比		34.5%	16.8%	12.8%	8.7%	3.0%	0.4%	3.9%	3.4%	6.9%	5.7%	5.2%

	第5期			第6期			第7期			第8期	
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
居宅介護サービス費	312	333	353	362	339	347	352	360	366	385	393
施設介護サービス費	118	118	120	119	118	116	114	119	126	126	124
地域密着型サービス費	23	30	34	37	64	70	74	76	75	77	79
合計	454	481	506	518	520	533	540	554	567	587	596
合計 前年度比	7.9%	6.0%	5.3%	2.3%	0.4%	2.5%	1.3%	2.6%	2.3%	3.5%	1.6%



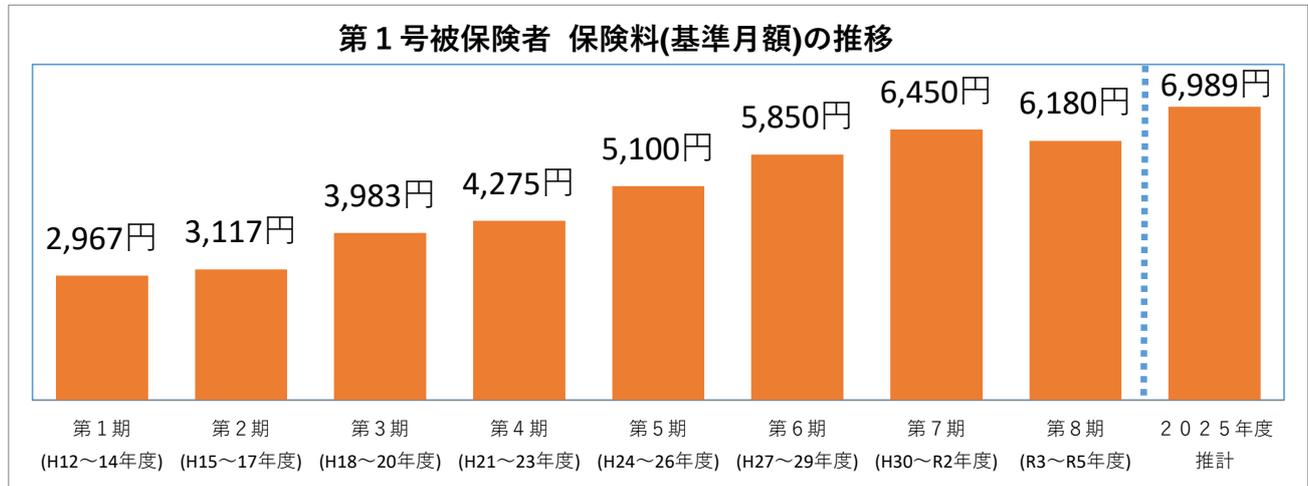
出典：介護保険事業状況報告

5-1 第1号被保険者 介護保険料(基準月額)の推移

第8期の介護保険料（基準月額）は、制度開始時（平成12年度）の約2.1倍に増えている。

第8期の23区の介護保険料（基準月額）を比較すると、高いほうから12番目となっている。

第7期からの介護保険料（基準月額）の増減額は-270円、伸び率は-4.2%となっており、どちらも23区で最も低い数値となっている。



5-2 第1号被保険者 介護保険料(基準月額)の比較

(基準額の単位：円)

	第8期		第7期		増減額		伸び率	
	基準額	順位	基準額	順位	金額	順位	率	順位
千代田区	5,400	23	5,300	23	100	11	1.9%	10
中央区	5,920	19	5,920	18	0	13	0.0%	13
港区	6,245	8	6,245	6	0	13	0.0%	13
新宿区	6,400	6	6,200	8	200	7	3.2%	7
文京区	6,017	16	6,017	13	0	13	0.0%	13
台東区	6,442	5	6,142	10	300	6	4.9%	5
墨田区	6,390	7	6,480	2	-90	22	-1.4%	22
江東区	5,800	21	5,400	21	400	4	7.4%	4
品川区	6,100	14	5,600	20	500	1	8.9%	2
目黒区	6,200	9	6,240	7	-40	21	-0.6%	21
大田区	6,000	17	6,000	14	0	13	0.0%	13
世田谷区	6,180	12	6,450	4	-270	23	-4.2%	23
渋谷区	5,960	18	5,960	16	0	13	0.0%	13
中野区	5,726	22	5,726	19	0	13	0.0%	13
杉並区	6,200	9	6,200	8	0	13	0.0%	13
豊島区	6,200	9	6,090	12	110	10	1.8%	11
北区	6,117	13	6,117	11	0	13	0.0%	13
荒川区	6,480	4	5,980	15	500	1	8.4%	3
板橋区	6,033	15	5,933	17	100	11	1.7%	12
練馬区	6,600	3	6,470	3	130	9	2.0%	9
足立区	6,760	1	6,580	1	180	8	2.7%	8
葛飾区	6,710	2	6,400	5	310	5	4.8%	6
江戸川区	5,900	20	5,400	21	500	1	9.3%	1
23区平均	6,164		6,037		127		2.1%	
東京都平均	6,080		5,911		169		2.9%	
全国平均	6,014		5,869		145		2.5%	

出典：厚生労働省

5-3 第8期における第1号被保険者の保険料段階と保険料率・年間保険料

第8期（令和3年度～令和5年度）					第7期（令和2年度）		人口 構成 比		
段階	所得段階区分（ ）は第7期基準		国料率	区料率	年額保険料 （円）	区料率		年額保険料 （円）	
1	非課税世帯	本人非課税	生活保護等受給者 老齢福祉年金受給者	0.30 [0.50]	0.30	22,248	0.30	23,220	2.7%
2					[0.50]	22,248	[0.50]	23,220	15.5%
3			本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が80万円を超 え120万円以下の方	0.50 [0.75]	0.50 [0.65]	37,080 <u>(29,664)</u>	0.50 [0.65]	38,700 <u>(38,700)</u>	6.5%
4			本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が120万円を超 える方	0.70 [0.75]	0.65 [0.70]	48,204 <u>(37,080)</u>	0.70 [0.75]	54,180 <u>(38,700)</u>	6.2%
5	課税世帯	本人課税	本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が80万円以下 の方	0.90	0.85	63,036	0.90	69,660	13.5%
6			本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が80万円を超 える方	基準額 1.00	基準額 1.00	74,160 月額6,180	基準額 1.00	77,400 月額6,450	11.6%
7			合計所得金額が120万円未満の方	1.20	1.15	85,284	1.15	89,010	11.1%
8			合計所得金額が120万円以上 210(200)万円未満の方	1.30	1.25	92,700	1.25	96,750	12.7%
9			合計所得金額が210(200)万円以上 320(300)万円未満の方	1.50	1.40	103,824	1.40	108,360	7.1%
10			合計所得金額が320(300)万円以上 400万円未満の方	1.70	1.60	118,656	1.60	123,840	3.1%
11			合計所得金額が400万円以上500 万円未満の方		1.70	126,072	1.70	131,580	2.9%
12			合計所得金額が500万円以上700 万円未満の方		1.90	140,904	1.90	147,060	2.3%
13			合計所得金額が700万円以上 1,000万円未満の方		2.30	170,568	2.30	178,020	1.7%
14			合計所得金額が1,000万円以上 1,500万円未満の方		2.70	200,232	2.70	208,980	1.2%
15			合計所得金額が1,500万円以上 2,500万円未満の方		3.20	237,312	3.20	247,680	0.8%
16			合計所得金額が2,500万円以上 3,500万円未満の方		3.70	274,392	3.70	286,380	0.3%
17			合計所得金額が3,500万円以上の 方		4.20	311,472	4.20	325,080	0.8%

※1 料率の[]内は、消費税率の引き上げによる財源を活用した保険料軽減前の数字。
 ※2 料率及び保険料の（ ）内は、区による独自軽減後の数字。
 ※3 第7期は年度により料率、金額の一部が異なるため、令和2年度の料率、金額を掲載している。
 ※4 第1～第6段階の合計所得金額は、年金に係る雑所得金額を差し引いた額を用いる。

6-1 第8期計画 被保険者の見込みと実績(9月末)

第8期計画における被保険者の見込みと実績を比較すると、概ね計画通りに推移している。

第8期計画時

(単位：人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
第1号被保険者(65歳以上)	183,939	185,044	186,381	187,909	189,165
前期高齢者(65～74歳)	87,609	86,483	86,830	87,177	84,899
後期高齢者(75歳以上)	96,330	98,561	99,551	100,732	104,266
第2号被保険者(40～64歳)	328,718	334,907	340,413	345,088	348,809
合 計	512,657	519,951	526,794	532,997	537,974

※平成30～令和2年度は9月末実績、令和3年度以降は10月1日現在見込み

※第2号被保険者数は世田谷区住民基本台帳(外国人を含む)

実績(9月末)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
第1号被保険者(65歳以上)	183,939	185,044	186,381	187,226	187,698
前期高齢者(65～74歳)	87,609	86,483	86,830	87,672	84,626
後期高齢者(75歳以上)	96,330	98,561	99,551	99,554	103,072
第2号被保険者(40～64歳)	328,718	334,907	340,413	342,159	344,332
合 計	512,657	519,951	526,794	529,385	532,030

実績/計画比

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
第1号被保険者(65歳以上)				99.6%	99.2%
前期高齢者(65～74歳)				100.6%	99.7%
後期高齢者(75歳以上)				98.8%	98.9%
第2号被保険者(40～64歳)				99.2%	98.7%
合 計				99.3%	98.9%

6-2 第8期計画 要介護・要支援認定者数の見込みと実績(9月末)

第8期計画における要介護・要支援認定者数の見込みと実績を比較すると、概ね計画通りに推移している。

第8期計画時

(単位：人)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
要支援 1	5,132	5,202	5,253	5,305	5,398
要支援 2	5,140	5,553	5,741	6,122	6,330
要介護 1	7,738	7,297	7,087	7,350	7,406
要介護 2	7,164	7,624	7,811	8,070	8,367
要介護 3	5,309	5,258	5,368	5,402	5,490
要介護 4	4,863	4,984	4,964	5,140	5,280
要介護 5	4,202	4,176	4,175	4,112	4,170
認定者合計	39,548	40,094	40,399	41,501	42,441
事業対象者	743	759	739	750	750

※平成30～令和2年度は9月末実績、令和3年度以降は10月1日現在見込み

実績 (9月末)

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
要支援 1	5,132	5,202	5,253	5,388	5,286
要支援 2	5,140	5,553	5,741	5,651	5,523
要介護 1	7,738	7,297	7,087	7,751	8,174
要介護 2	7,164	7,624	7,811	7,749	7,762
要介護 3	5,309	5,258	5,368	5,648	5,795
要介護 4	4,863	4,984	4,964	5,273	5,492
要介護 5	4,202	4,176	4,175	4,045	3,994
認定者合計	39,548	40,094	40,399	41,505	42,026
事業対象者	743	759	739	754	788
合計の前年比		1.4%	0.8%	2.7%	1.3%

実績/計画比

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
要支援 1				101.6%	97.9%
要支援 2				92.3%	87.3%
要介護 1				105.5%	110.4%
要介護 2				96.0%	92.8%
要介護 3				104.6%	105.6%
要介護 4				102.6%	104.0%
要介護 5				98.4%	95.8%
認定者合計				100.0%	99.0%

6-3 第8期計画 標準給付費の見込みと実績

第8期計画における標準給付費の見込みと実績を比較すると、令和4年度は計画時の約95%の実績となっている。

計画値

(単位：百万円)

	第7期			第8期	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
総給付費（介護給付費＋予防給付費）	59,989	64,721	69,381	59,614	61,639
特定入所者介護サービス費	1,060	1,262	1,390	850	803
高額介護サービス費	1,755	1,934	2,130	2,490	2,706
高額医療合算介護サービス費	354	401	453	432	469
審査支払手数料	74	77	81	74	77
合計（標準給付費）	63,233	68,395	73,434	63,461	65,694

実績

	第7期			第8期	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
総給付費（介護給付費＋予防給付費）	53,994	55,420	56,709	58,719	59,645
特定入所者介護サービス費	816	851	894	727	605
高額介護サービス費	1,747	2,137	2,294	2,174	1,962
高額医療合算介護サービス費	298	366	342	339	347
審査支払手数料	66	69	70	74	76
合計（標準給付費）	56,920	58,845	60,309	62,033	62,635

実績/計画比

	第7期			第8期	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
総給付費（介護給付費＋予防給付費）	90.0%	85.6%	81.7%	98.5%	96.8%
特定入所者介護サービス費	77.0%	67.4%	64.3%	85.5%	75.3%
高額介護サービス費	99.5%	110.5%	107.7%	87.3%	72.5%
高額医療合算介護サービス費	84.2%	91.3%	75.5%	78.5%	74.0%
審査支払手数料	89.2%	89.6%	86.4%	100.0%	98.7%
合計（標準給付費）	90.0%	86.0%	82.1%	97.7%	95.3%

6-4 令和4年度 サービス別見込みと実績

		見込み	実績	実績/見込み
(1) 居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	6,982,508	8,097,063	116.0%
	回数(回)	170,438.4	199,623.9	117.1%
	人数(人)	8,488	8,724	102.8%
訪問入浴介護	給付費(千円)	369,371	435,087	117.8%
	回数(回)	2,320.4	2,739.0	118.0%
	人数(人)	483	560	115.9%
訪問看護	給付費(千円)	3,648,370	4,032,458	110.5%
	回数(回)	73,895.0	81,484.6	110.3%
	人数(人)	6,027	6,716	111.4%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	354,647	339,548	95.7%
	回数(回)	9,570.1	9,181.6	95.9%
	人数(人)	801	751	93.8%
居宅療養管理指導	給付費(千円)	1,795,055	1,860,706	103.7%
	人数(人)	11,153	11,304	101.4%
通所介護	給付費(千円)	5,917,953	5,285,238	89.3%
	回数(回)	62,092.8	54,240.2	87.4%
	人数(人)	6,427	5,621	87.5%
通所リハビリテーション	給付費(千円)	739,499	694,818	94.0%
	回数(回)	7,625.8	7,270.5	95.3%
	人数(人)	1,445	1,252	86.6%
短期入所生活介護	給付費(千円)	1,039,070	916,036	88.2%
	日数(日)	9,545.3	8,129.6	85.2%
	人数(人)	941	839	89.2%
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	110,268	122,865	111.4%
	日数(日)	781.0	847.7	108.5%
	人数(人)	115	102	88.7%
福祉用具貸与	給付費(千円)	2,065,355	2,285,015	110.6%
	人数(人)	12,073	12,830	106.3%
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	68,315	76,513	112.0%
	人数(人)	196	207	105.6%
住宅改修費	給付費(千円)	117,072	115,213	98.4%
	人数(人)	126	124	98.4%
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	10,752,401	10,072,576	93.7%
	人数(人)	4,328	4,033	93.2%
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	494,365	424,181	85.8%
	人数(人)	202	174	86.1%
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	84,060	71,728	85.3%
	人数(人)	200	219	109.5%
地域密着型通所介護	給付費(千円)	3,353,808	2,939,714	87.7%
	回数(回)	34,543.2	30,214.9	87.5%
	人数(人)	4,181	3,597	86.0%
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	574,574	501,996	87.4%
	回数(回)	3,878.7	3,355.1	86.5%
	人数(人)	379	335	88.4%
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	878,762	667,634	76.0%
	人数(人)	298	245	82.2%
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	2,832,769	2,629,688	92.8%
	人数(人)	839	802	95.6%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	413,259	375,517	90.9%
	人数(人)	112	102	91.1%
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	279,267	293,031	104.9%
	人数(人)	90	83	92.2%
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(千円)	9,428,322	8,596,536	91.2%
	人数(人)	2,809	2,550	90.8%
介護老人保健施設	給付費(千円)	3,221,097	3,003,872	93.3%
	人数(人)	895	813	90.8%
介護医療院	給付費(千円)	630,077	516,252	81.9%
	人数(人)	128	113	88.3%
介護療養型医療施設	給付費(千円)	355,431	296,836	83.5%
	人数(人)	84	78	92.9%
(4) 居宅介護支援	給付費(千円)	3,389,758	3,621,872	106.8%
	人数(人)	17,455	18,228	104.4%
介護給付費合計	給付費(千円)	59,895,433	58,271,995	97.3%

		見込み	実績	実績/見込み
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	68	
	回数(回)	0.0	0.6	
	人数(人)	0	1	
介護予防訪問看護	給付費(千円)	405,983	244,150	60.1%
	回数(回)	10,219.0	4,703.8	46.0%
	人数(人)	950	757	79.7%
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	42,401	21,365	50.4%
	回数(回)	1,151.1	628.4	54.6%
	人数(人)	110	66	60.0%
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	115,052	102,208	88.8%
	人数(人)	859	716	83.4%
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	189,168	184,239	97.4%
	人数(人)	462	433	93.7%
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	4,735	2,716	57.4%
	日数(日)	63.6	33.8	53.1%
	人数(人)	11	6	54.5%
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	128	
	日数(日)	0.0	0.9	
	人数(人)	0	1	
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	173,037	148,613	85.9%
	人数(人)	3,010	2,430	80.7%
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	11,728	12,087	103.1%
	人数(人)	39	41	105.1%
介護予防住宅改修	給付費(千円)	68,279	57,316	83.9%
	人数(人)	63	54	85.7%
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	477,650	374,862	78.5%
	人数(人)	513	406	79.1%
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	22,102	16,140	73.0%
	人数(人)	23	18	78.3%
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	2,986	7,226	242.0%
	人数(人)	1	3	300.0%
(3) 介護予防支援	給付費(千円)	230,126	202,115	87.8%
	人数(人)	3,778	3,252	86.1%
予防給付費合計	給付費(千円)	1,743,247	1,373,232	78.8%

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1か月あたりの数、人数は1か月あたりの利用者数。
※見込み及び実績がないサービスは表示しておりません。

7-1 介護保険料の収納状況

単位：千円

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
現 年 度	特別徴収	調定額	14,526,845	14,367,256	13,846,427	13,077,012	13,313,346
		収納額	14,526,845	14,367,256	13,846,427	13,077,012	13,313,346
		収納率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	普通徴収	調定額	2,087,725	2,088,887	2,297,625	2,416,754	2,362,200
		収納額	1,860,507	1,869,428	2,114,275	2,225,443	2,172,714
		収納率	89.1%	89.5%	92.0%	92.1%	92.0%
	計	調定額	16,614,570	16,456,143	16,144,052	15,493,766	15,675,546
		収納額	16,387,352	16,236,684	15,960,702	15,302,455	15,486,060
		収納率	98.6%	98.7%	98.9%	98.8%	98.8%
滞納繰越分	調定額	439,496	427,046	409,210	350,491	337,952	
	収納額	73,268	69,698	87,428	70,411	79,985	
	収納率	16.7%	16.3%	21.4%	20.1%	23.7%	

7-2 事故報告の状況

※令和5年5月到着分までの集計

サービス種別	事故報告件数		事故報告事業所数		<参考> R5年1月利用者数
	4年度	3年度	4年度	3年度	
特定施設入居者生活介護	928	892	288	291	4,537
介護老人福祉施設	241	196	58	49	2,545
認知症対応型共同生活介護	65	73	26	29	831
通所介護(地域密着型通所介護を含む)	48	31	37	27	12,832
介護老人保健施設	45	52	15	17	759
短期入所生活介護	34	32	13	18	897
訪問介護	22	19	20	15	12,523
訪問看護	7	6	7	6	7,997
小規模多機能型居宅介護	6	9	4	7	277
居宅介護支援	5	4	5	4	22,048
通所リハビリテーション	5	4	3	4	1,707
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	1	4	1	176
認知症対応型通所介護	3	3	2	3	347
看護小規模多機能型居宅介護	3	0	2	0	95
短期入所療養介護	1	4	1	3	103
介護予防支援	1	0	1	0	25
介護療養型医療施設	1	0	1	0	65
訪問リハビリテーション	1	0	1	0	843
特定福祉用具販売	1	0	1	0	242
福祉用具貸与	0	1	0	1	16,092
宿泊サービス(介護保険外)	7	3	4	3	
合 計	1,429	1,330	493	478	84,941

※各サービス種別には、介護予防、介護予防・日常生活支援総合事業を含む。

※主な事故内容は、骨折41.2%、打撲17.2%、誤与薬・処方漏れ15.5%、損傷等12.0% 等

※新型コロナウイルス感染症に関するものについては、保健所に報告されていることから、上記には集計していない。

7-3 介護事業者への指導・監査 実施状況

- 令和2年度から令和4年度までの区による実地指導等（実地指導は令和4年5月より運営指導に名称を変更）の実施件数は下表のとおりである。
- 運営指導は、指定地域密着型サービス事業所等に対しては区が主体となっており、指定居宅サービス事業所等に対しては東京都が主体となっている。
- 令和4年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による事業の実施状況調査（以下「書面調査」という。）により、主に事業所の人員・設備・運営について確認を行い、必要に応じて電話又は区庁舎内における対面により改善を要する事項について指導を行った。
- 指定居宅介護支援については、書面調査の結果等により、実地における指導が必要と判断した事業者に対し運営指導を行った。
- このほか、複数の事業所を対象に集団指導を実施しているが、令和4年度においては、指定地域密着型通所介護支援事業所、指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び指定夜間対応型訪問介護事業所を対象に、ホームページに掲載した資料の閲覧及び閲覧後に報告書の提出を求める方法により実施した。
- 監査は、重大な不正等が疑われる事案が発生した際に実施するが、平成23年度以降該当する事案を区として確認していない。

サービス種別ごとの区による運営指導等の実績（実績欄（ ）内の数値は書面調査の実績）

指定権限	サービス種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		事業所 (施設)数 (R2.4)	実績	事業所 (施設)数 (R3.4)	実績	事業所 (施設)数 (R4.4)	実績
世田谷区	指定地域密着型サービス	236	0(27)	234	0(24)	236	13(41)
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8	0(0)	7	0(0)	8	0(0)
	夜間対応型訪問介護	2	0(0)	2	0(0)	2	0(0)
	地域密着型通所介護	135	0(19)	134	0(14)	132	5(29)
	認知症対応型通所介護	29	0(2)	28	0(4)	28	0(2)
	小規模多機能型居宅介護	13	0(0)	12	0(1)	14	2(2)
	認知症対応型共同生活介護	44	0(6)	44	0(5)	45	4(8)
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	3	0(0)	3	0(0)	3	0(0)
	看護小規模多機能型居宅介護	2	0(0)	4	0(0)	4	2(0)
	指定居宅介護支援	255	0(49)	249	11(23)	242	4(36)
	指定介護予防支援	28	0(0)	28	0(0)	28	0(0)
	基準該当サービス	1	0(0)	0	0(0)	0	0(0)
	都 ※ 1	指定居宅サービス ※2	380	0(0)	375	0(0)	378
施設サービス ※3		22	0(0)	22	0(0)	22	0(0)
合計		922	0(76)	908	11(47)	906	17(77)

※1 東京都が指定権限を有する施設については、都との役割分担等を考慮し、施設サービスを中心に運営指導を実施している。

※2 指定居宅サービスは、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護事業所数を掲載。

※3 施設サービスは、介護老人保健施設及び世田谷区長が所管庁である社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設数を掲載。

7-4 給付適正化の実施状況

第8期高齢者保健福祉事業計画・介護保険事業計画で定めた給付適正化の6事業の令和4年度の取組み状況を報告する。

ア 要介護認定の適正化

- ・ 適切な認定調査が行われるよう、指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請にかかる認定調査結果の点検等を実施した。
- ・ 審査会の審査判定結果の標準化を図るため、模擬案件の審査を実施するとともに、審査会の部会ごとの審査判定結果や東京都及び全国の審査判定結果の比較分析を行い、その情報を部会・委員間で共有した。
- ・ 認定調査員向けの資料として「認定調査から調査票作成までのポイント～がんにより重篤な状態にある人の場合～」を発行した。

イ ケアプラン点検

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、ケアマネジメントの質の向上を目的としたケアプラン点検の実施を見送った。
- ・ 国が定める規定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づけたケアプラン及び、居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプランの点検を行った。

ウ 住宅改修・福祉用具点検

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、住宅改修や福祉用具購入の申請内容から対象者を選定し、区職員と専門員が利用者宅へ訪問する調査を実施した。
- ・ 住宅改修について、住宅改修の審査事務に専門職を審査の補助として活用した。また、次年度に向けて住宅改修の審査業務の改善を図った。
- ・ 講演会の開催が困難だったため、住宅改修の適切な利用を促進するための資料や動画を作成し、区ホームページに掲載した。

エ 縦覧点検・医療情報との突合

- ・ 国保連より提供される縦覧点検、医療情報の突合データを活用し、突合結果を事業者に照会するとともに、請求誤りに関する必要な手続きを促した。

オ 介護給付費通知

- ・ 介護サービスの利用者に対して、介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知する介護給付費通知を送付（年1回）するとともに、利用者等からの問い合わせに対して、的確に対応できるようマニュアルの充実を図った。

カ 給付実績の活用

- ・ 介護給付の実績データを活用し、効果的かつ効率的な個別指導を行った。